

BIC WiMAX SERVICE 契約約款

第 39 版

平成 29 年 6 月 1 日

株式会社 ラネット

目 次

第1章 総則	1
第1条 約款の適用	1
第2条 約款の変更	1
第3条 約款の掲示	1
第4条 用語の定義	1
第2章 BIC WiMAX SERVICE の種類	4
第4条の2 BIC WiMAX SERVICE の種類	5
第3章 会員契約	6
第5条 会員契約の単位	6
第6条 会員契約申込みの方法	6
第7条 会員契約申込みの承諾	6
第8条 契約者回線の追加	6
第9条 ラネット契約者の氏名等の変更の届出	6
第10条 会員契約に基づく権利の譲渡の禁止	7
第11条 ラネット契約者の地位の承継	7
第12条 ラネット契約者が行う会員契約の解除	7
第13条 当社が行う会員契約の解除	7
第14条 会員契約の終了	8
第4章 料金契約	9
第14条の2 契約の種別	9
第15条 料金契約の単位	9
第16条 料金契約申込みの方法	9
第16条の2 利用可能なBIC WiMAX SERVICE の種類	9
第17条 料金契約申込みの承諾	9
第18条 通常料金契約に係るWiMAXサービスの最低利用期間	9
第18条の2 都度料金契約に係るWiMAXサービスの利用可能期間	9
第19条 BIC WiMAX SERVICE の利用の一時中断	9
第20条 料金契約に基づく権利の譲渡の禁止	9
第21条 ラネット契約者が行う料金契約の解除	10
第22条 当社が行う料金契約の解除	10
第22条の2 料金契約の終了	10
第23条 書面解除の取り扱い	10
第5章 オプション機能	11
第23条の2 オプション機能の提供	11
第23条の3 BIC WiMAX SERVICE の利用の一時中断があった場合の取扱い	11
第23条の4 都度料金契約に係るオプション機能の取扱い	11
第6章 無線機器の利用	12
第1節 UIMカードの貸与等	12
第23条の5 UIMカードの貸与	12
第23条の6 電話番号その他の情報の登録等	12
第23条の7 UIMカードの情報消去及び破棄	12
第23条の8 UIMカードの管理責任	12
第23条の9 UIMカード暗証番号	12

第2節 WiMAX機器の接続等	12
第24条 WiMAX機器の接続	12
第24条の2 WiMAX機器登録の廃止	13
第24条の3 WiMAX機器への認証情報の書込み	13
第3節 WiMAX2+機器の接続等	14
第25条 WiMAX2+機器の接続	14
第4節 無線機器の検査等	15
第26条 無線機器に異常がある場合等の検査	15
第27条 無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い	15
第28条 無線機器の電波法に基づく検査	15
第29条 削除	15
第30条 削除	15
第31条 削除	15
第32条 削除	15
第33条 削除	15
第7章 利用中止及び利用停止	16
第34条 利用中止	16
第35条 利用停止	16
第8章 通信	17
第36条 インターネット接続サービスの利用	17
第37条 通信の条件	17
第38条 通信利用の制限	17
第38条の2 同上	18
第38条の3 同上	18
第38条の4 同上	19
第9章 料金等	20
第1節 料金及び工事に関する費用	20
第39条 料金及び工事に関する費用	20
第2節 料金等の支払義務	20
第40条 基本使用料の支払義務	20
第41条 基本使用料の日割り	20
第41条の2 パケット通信料の支払義務	21
第41条の3 都度利用料の支払義務	21
第42条 契約解除料の支払義務	21
第42条の2 インターネット接続料の支払義務	21
第42条の3 LTEオプション料の支払義務	21
第42条の4 ユニバーサルサービス料の支払義務	21
第43条 手続きに関する料金の支払義務	22
第43条の2 WiMAX機器追加料の支払義務	22
第43条の3 WiMAXファミ得パック利用料の支払義務	22
第43条の4 グローバルIPアドレスオプション利用料の支払義務	22
第44条 窓口支払手数料の支払義務	22
第45条 督促手数料の支払義務	23
第46条 工事費の支払義務	23
第3節 料金等の計算及び支払い	23
第47条 料金の計算方法等	23
第48条 削除	23

第49条	削除	23
第49条の2	料金等の請求	23
第50条	料金等の請求	23
第51条	料金の一括後払い	24
第52条	料金等の臨時減免	24
第53条	期限の利益喪失	24
第4節	預託金	24
第54条	預託金	25
第55条	買い戻しによる預託金の充当	25
第5節	割増金及び延滞利息	25
第56条	割増金	25
第57条	延滞利息	25
第6節	端数処理	25
第58条	端数処理	25
第10章	保守	26
第59条	当社の維持責任	26
第60条	ラネット契約者の維持責任	26
第61条	ラネット契約者の切分責任	26
第62条	修理又は復旧	26
第11章	損害賠償	27
第63条	責任の制限	27
第64条	免責	27
第12章	付随サービス	28
第65条	請求書の発行	28
第66条	支払証明書の発行	28
第13章	雑則	29
第67条	承諾の限界	29
第67条の2	無線事業における利用の禁止	29
第68条	利用に係るラネット契約者の義務	29
第69条	他の電気通信事業者への通知	29
第69条の2	同上	29
第70条	ラネット契約者に係る情報の利用	30
第70条の2	公衆無線LANサービスの認証	30
第70条の3	認定機器以外の無線機器の扱い	30
第71条	検査等のためのWiMAX機器の持込み	30
第72条	合意管轄裁判所	30
第73条	準拠法	30
料金表		31
第1表	BIC WiMAX SERVICEに関する料金	31
第1	基本使用料	31
第2	パケット通信料	37
第3	都度利用料	38
第4	契約解除料	39
第5	インターネット接続料	39
第6	LTEオプション料	39
第7	ユニバーサルサービス料	39

第8	手続きに関する料金	39
第9	WiMAX機器追加料	40
第10	WiMAXファミ得パック利用料の支払義務	40
第11	グローバルIPアドレスオプション利用料	40
第12	窓口支払手数料	40
第13	督促手数料	41
第2表	工事費	42
第3表	付随サービスに関する料金等	42
別表		42
別記		45
附則		52

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社ラネット（以下「当社」といいます。）は、このBIC WiMAX SERVICE 契約約款（以下「この約款」といいます。）によりBIC WiMAX SERVICE を提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申し出により提供条件の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

(約款の掲示)

第3条 当社は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社の指定するホームページに掲示します。

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信事業者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者
4 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
5 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域を含みます。）又は同一の建物内であるもの
6 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
7 無線機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備であって、BIC WiMAX SERVICE に係る契約に基づいて使用されるもの
8 無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
9 WiMAX基地局設備	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号。以下同じとします。）第49条の28に定める条件に適合する無線基地局設備
10 WiMAX2+基地局設備	無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備
11 LTE基地局設備	無線設備規則第49条の6の9に定める条件に適合する無線

	基地局設備
12 Wi-Fi 基地局設備	無線設備規則第49条の20に定める条件に適合する無線基地局設備
13 WiMAX 機器	WiMAX 基地局設備と通信する機能を有する無線機器（WiMAX 2+基地局設備と通信する機能を有するものを除きます。）
14 WiMAX 2+ 機器	WiMAX 2+ 基地局設備と通信する機能を有する無線機器
15 Wi-Fi 機器	Wi-Fi 基地局設備と通信する機能を有する無線機器
16 ラネット通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備
17 BIC WiMAX SERVICE	ラネット通信網を使用して当社が提供する電気通信サービスであって、当社が無線基地局設備とラネット契約者が指定する無線機器との間に電気通信回線を設定して提供するもの
18 契約者回線	無線基地局設備とラネット契約者が指定する無線機器との間に設定される電気通信回線
19 WiMAX 回線	無線設備規則第49条の28に定める条件に適合する電波を用いてWiMAX 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
20 WiMAX 2+ 回線	無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する電波を用いてWiMAX 2+ 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
21 LTE 回線	無線設備規則第49条の6の9に定める条件に適合する電波を用いてLTE 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
22 Wi-Fi 回線	Wi-Fi 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
23 サービス取扱所	(1) BIC WiMAX SERVICE に関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により BIC WiMAX SERVICE に関する契約事務を行う者の事業所
24 会員契約	この約款に基づき当社から BIC WiMAX SERVICE の提供を受ける資格を得るための契約
25 料金契約	会員契約に基づき当社から契約者回線の提供を受けるための契約
26 通常料金契約	都度料金契約以外の料金契約
27 都度料金契約	24時間を単位としてWiMAX 回線の提供を受けるための料金契約
28 ラネット契約者	当社と会員契約を締結している者
29 MACアドレス	WiMAX 機器ごとに定められている固有の番号
30 認証情報	BIC WiMAX SERVICE の提供に際してラネット契約者を識別するための情報であって、WiMAX 機器の認証に使用するもの
31 UIMカード	電話番号その他の情報を記憶してWiMAX 2+ 機器に装着して使用するICカードであって、UQ通信サービスの提供のために当社がUQ契約者に貸与するもの
32 提供開始日	通常料金契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日

33 料金月	1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
34 提携事業者	KDDI株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社
35 セッション	当社又は提携事業者の電気通信設備において無線機器に係るIPアドレス（インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。以下同じとします。）の割り当てを維持している状態
36 グローバルIPアドレス	社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターその他IPアドレスを管理及び指定する事業者が割り当てるIPアドレス
37 プライベートIPアドレス	グローバルIPアドレス以外のIPアドレス
38 WiMAX通信	WiMAX回線により行われる通信
39 WiMAX2+通信	WiMAX2+回線により行われる通信
40 LTE通信	LTE回線により行われる通信
41 ノーリミットモード	利用可能な通信をWiMAX通信のみに制限するWiMAX2+機器の機能であって、当社が指定する仕様に準拠したもの
42 ハイスピードモード	利用可能な通信をWiMAX通信及びWiMAX2+通信のみに制限するWiMAX2+機器の機能であって、当社が指定する仕様に準拠したもの
43 ハイスピードプラスエリアモード	利用可能な通信をWiMAX2+通信及びLTE通信のみに制限するWiMAX2+機器の機能であって、当社が指定する仕様に準拠したもの
44 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 BIC WiMAX SERVICE の種類

(BIC WiMAX SERVICE の種類)

第4条の2 BIC WiMAX SERVICE の種類には、次の種類があります。

種 類	内 容
W i M A X サービス	当社が無線基地局設備とラネット契約者が指定するW i M A X 機器（その無線局の免許人が当社であるものに限り。）との間に電気通信回線を設定して提供する BIC WiMAX SERVICE
W i M A X 2 + サービス	当社が無線基地局設備とラネット契約者が指定するW i M A X 2 + 機器（その無線局の免許人が当社又は提携事業者であるものに限り。）との間に電気通信回線を設定して提供する BIC WiMAX SERVICE

第3章 会員契約

(会員契約の単位)

第5条 当社は、会員契約に係る1の申込みごとに1の会員契約を締結します。この場合、ラネット契約者は、1の会員契約につき1人に限ります。

(会員契約申込みの方法)

第6条 会員契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書とそのBIC WiMAX SERVICEの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

ただし、オンラインサインアップ（ラネット通信網等を経由して、当社が定める契約事項をそのBIC WiMAX SERVICEの契約事務を行うサービス取扱所に送信することをいいます。以下同じとします。）により会員契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。

2 前項の場合において、会員契約の申込みをする者は、その申込みと併せて、その会員契約に属する料金契約の申込みを行っていただきます。

(会員契約申込みの承諾)

第7条 当社は、会員契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 会員契約の申込みをした者がBIC WiMAX SERVICEに係る料金その他の債務（この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 前条に基づき提出された契約申込書その他の書類に不備があるとき。
- (3) 会員契約の申込みをした者の年齢が満13歳未満であるとき（満12歳に達した日の翌日以降の最初の4月1日が到来しているときを除きます。）。
- (4) 会員契約の申込みをした者が、第35条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、BIC WiMAX SERVICEの利用を停止されたことがある又はBIC WiMAX SERVICEに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
- (5) 第67条の2（無線事業における利用の禁止）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (6) 第68条（利用に係るラネット契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (7) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(契約者回線の追加)

第8条 ラネット契約者は、新たに契約者回線（Wi-Fi回線を除きます。）の提供を受けようとするときは、その会員契約に基づき料金契約の申込みを行っていただきます。

(ラネット契約者の氏名等の変更の届出)

第9条 ラネット契約者は、契約者連絡先（氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先をいいます。以下同じとします。）に変更があったときは、そのことを速やかにBIC WiMAX SERVICEの契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の書面により届け出ていただきます。

2 当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

- 3 ラネット契約者は、第1項の届出を怠ったことにより、当社又は料金回収会社(別記2に掲げる法人をいいます。以下同じとします。)がそのラネット契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にそのラネット契約者が通知内容を了知したものと扱うことに同意していただきます。
- 4 ラネット契約者が事実上反する届出を行ったことにより、当社又は料金回収会社が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。
- 5 前2項の場合において、当社又は料金回収会社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
- 6 当社は、契約者連絡先が事実上反しているものと判断したときは、この約款の規定によりラネット契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

(会員契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第10条 ラネット契約者が会員契約に基づいてBIC WiMAX SERVICEの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(ラネット契約者の地位の承継)

- 第11条 相続又は法人の合併若しくは分割によりラネット契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、そのBIC WiMAX SERVICEの契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
 - 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
 - 4 ラネット契約者は、第1項の届出を怠った場合には、第9条(ラネット契約者の氏名等の変更の届出)第3項から第6項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

(ラネット契約者が行う会員契約の解除)

第12条 ラネット契約者は、会員契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめそのBIC WiMAX SERVICEの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

(当社が行う会員契約の解除)

- 第13条 当社は、第35条(利用停止)の規定によりBIC WiMAX SERVICEの利用を停止されたラネット契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その会員契約を解除することがあります。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、ラネット契約者が第35条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、BIC WiMAX SERVICEの利用停止をしないでその会員契約を解除することがあります。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、ラネット契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその会員契約を解除することができます。
 - 4 当社は、第1項又は第2項の規定により、その会員契約を解除しようとするときは、あらかじめラネット契約者にそのことを通知します。

(会員契約の終了)

第14条 会員契約は、その契約に属する料金契約がなくなったときは、その状態の発生と同時に終了するものとします。

第4章 料金契約

(契約の種類)

第14条の2 料金契約には、次の種別があります。

- (1) 通常料金契約
- (2) 都度料金契約

(料金契約の単位)

第15条 当社は、1の申込みごとに1の料金契約を締結します。

(料金契約申込みの方法)

第16条 料金契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書とそのBIC WiMAX SERVICEの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

ただし、オンラインサインアップにより料金契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。

- 2 料金契約の申込みをする者は、その料金契約が属する会員契約（以下「所属会員契約」といいます。）を指定していただきます。この場合において、会員契約を締結していない者は、その料金契約の申込みと同時に会員契約の申込みを行っていただきます。

(利用可能なBIC WiMAX SERVICEの種類)

第16条の2 当社は、料金契約の種別に応じて、それぞれ下表の右欄に定めるBIC WiMAX SERVICEを提供します。

料金契約の種別	利用可能なBIC WiMAX SERVICEの種類
通常料金契約	WiMAXサービス
	WiMAX 2+サービス
都度料金契約	WiMAXサービス

- 2 通常料金契約の申込みをする者は、その申込みの際にBIC WiMAX SERVICEの種類を決定していただきます。

- 3 BIC WiMAX SERVICEの種類は、変更することができません。

(料金契約申込みの承諾)

第17条 当社は、料金契約の申込みがあったときは、第7条（会員契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(通常料金契約に係るWiMAXサービスの最低利用期間)

第18条 通常料金契約に基づき提供を受けるWiMAXサービスは、その提供開始日から起算して30日間の最低利用期間があります。

(都度料金契約に係るWiMAXサービスの利用可能期間)

第18条の2 ラネット契約者は、都度料金契約に基づきWiMAXサービスの提供を受けようとするときは、その都度、当社所定の申込み（以下「都度申込み」といいます。）を行っていただきます。

- 2 前項の場合において、ラネット契約者は、当社が都度申込みの受付を完了した時刻から起算して24時間が経過した時刻までの期間（以下「利用可能期間」といいます。）において、そのWiMAXサービスを利用できるものとします。この場合において、その期間の測定は、当社の機器により行います。

(BIC WiMAX SERVICE の利用の一時中断)

第19条 当社は、ラネット契約者から当社所定の方法により請求があったときは、料金契約に係るBIC WiMAX SERVICE の利用の一時中断（その請求のあったBIC WiMAX SERVICE を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(料金契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第20条 ラネット契約者が料金契約に基づいて契約者回線の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(ラネット契約者が行う料金契約の解除)

第21条 ラネット契約者は、料金契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめそのBIC WiMAX SERVICE の契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

(当社が行う料金契約の解除)

第22条 当社は、第35条（利用停止）の規定によりBIC WiMAX SERVICE の利用を停止されたラネット契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その料金契約を解除することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、ラネット契約者が第35条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、BIC WiMAX SERVICE の利用停止をしないでその料金契約を解除することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、ラネット契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその料金契約を解除することができます。

4 当社は、第1項又は第2項の規定により、その料金契約を解除しようとするときは、あらかじめラネット契約者にそのことを通知します。

(料金契約の終了)

第22条の2 料金契約は、その所属会員契約の解除があったときは、その所属会員契約の解除と同時に終了するものとします。

2 前項の規定によるほか、都度料金契約は、最後に利用可能期間が満了した日（都度申込みを行ったことがない場合は、その都度料金契約が成立した日とします。）の翌日から起算して90日間が経過したときは、その経過した日をもって終了するものとします。

(書面解除の取扱い)

第23条 ラネット契約者は、新たな通常料金契約（以下「新規契約」といいます。）又は既に締結されている通常料金契約の一部の変更を内容とする契約（以下「変更契約」といい、新規契約と併せて「対象契約」といいます。）を締結したときは、事業法施行規則第22条の2の7第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、その契約書面（事業法第26条の2第1項の規定に基づき当社がラネット契約者に交付する書面（同条第2項の規定により提供するものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）を受領した日又は契約者回線の提供を開始した日（変更契約にあっては、その効力を発した日とします。）のいずれか遅い日から起算して8日を経過するまでの間に、当社に対して書面（はがき又は封書その他の紙媒体であって、対象契約を特定するために必要な情報が記載されたものに限ります。）を発した場合に限り、事

業法第26条の3の規定に基づき対象契約の解除（以下「書面解除」といいます。）を行うことができます。この場合、その書面の発送等に要する費用は、ラネット契約者に負担していただきます。

- 2 書面解除は、ラネット契約者が前項の書面を発した時に効力を生ずるものとします。
- 3 ラネット契約者は、新規契約の書面解除を行ったときは、その解除までに提供された BIC WiMAX SERVICE の料金（事業法施行規則第22条の2の9第1号の規定に基づき算定した額とします。）及び登録料以外の料金等の支払いを要しません。
- 4 当社は、変更契約の書面解除があったときは、速やかにその BIC WiMAX SERVICE を変更前の状態に復するものとします。この場合、ラネット契約者は、その変更契約が効力を発した日に遡って、変更前の契約に基づき算出した料金その他の債務の支払いを要します。
- 5 ラネット契約者は、第3項の規定に基づき支払いを要する額について、支払期日を経過してもなお支払いがないときには、第57条（延滞利息）の規定にかかわらず、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年6%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第5章 オプション機能

(オプション機能の提供)

第23条の2 当社は、ラネット契約者から請求があったときは、別表に規定するオプション機能を提供します。この場合において、ラネット契約者は、そのオプション機能を利用する1の料金契約（現にそのオプション機能を利用しているものを除きます。）を指定していただきます。

(BIC WiMAX SERVICE の利用の一時中断があった場合の取扱い)

第23条の3 当社は、BIC WiMAX SERVICE の利用の一時中断があったときは、そのオプション機能の利用の一時中断を行います。

(都度料金契約に係るオプション機能の取扱い)

第23条の4 ラネット契約者は、都度料金契約に係るオプション機能については、その利用可能期間内に限り利用することができます。

ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。

第6章 無線機器の利用

第1節 UIMカードの貸与等

(UIMカードの貸与)

第23条の5 当社は、WiMAX2+サービスの提供に際して、ラネット契約者に対し、UIMカードを貸与します。この場合において、貸与するUIMカードの数は、1の料金契約につき1とします。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するUIMカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことをラネット契約者に通知します。

(電話番号その他の情報の登録等)

第23条の6 当社は、UIMカードを貸与する場合には、そのUIMカードに電話番号その他の情報の登録等を行います。

(UIMカードの情報消去及び破棄)

第23条の7 ラネット契約者は、当社から貸与を受けているUIMカードを利用しなくなった場合には、当社の指示に従ってそのUIMカードに切り込みを入れ、これを破棄していただきます。

ただし、ラネット契約者は、当社から特段の指示があったときは、当社が指定するサービス取扱所へそのUIMカードを返却していただきます。

(UIMカードの管理責任)

第23条の8 ラネット契約者は、当社から貸与を受けているUIMカードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

2 ラネット契約者は、UIMカードの盗難、紛失又は毀損が生じた場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。

3 当社は、ラネット契約者以外の者がUIMカードを利用した場合であっても、そのUIMカードの貸与を受けているラネット契約者が利用したものとみなして取り扱います。

4 当社は、UIMカードの盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

(UIMカード暗証番号)

第23条の9 ラネット契約者は、当社が別に定める方法により、UIMカードにUIMカード暗証番号(そのUIMカードを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。以下同じとします。)を登録することができます。この場合において、当社からそのUIMカードの貸与を受けているラネット契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、そのラネット契約者が登録を行ったものとみなします。

2 ラネット契約者は、UIMカード暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

第2節 WiMAX機器の接続等

(WiMAX機器の接続)

第24条 ラネット契約者は、WiMAXサービスに係る契約者回線にWiMAX機器（UQコミュニケーションズ株式会社に付与された無線局の免許により運用することができるもの及びBIC WiMAX SERVICEのWiMAXサービスに係る契約者回線に接続することができるもの）に限ります。以下この条において同じとします。）を接続しようとするときは、当社所定の方法により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - (1) その接続が別記1に規定する技術基準及び技術的条件（以下「技術基準等」といいます。）に適合しないとき。
 - (2) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - (1) 事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
 - (2) 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- 4 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- 5 ラネット契約者が、そのWiMAX機器を変更した場合についても、前4項の規定に準じて取り扱います。
- 6 ラネット契約者は、その契約者回線へのWiMAX機器の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。
- 7 当社は、第2項の定めにより承諾したWiMAX機器について、その契約者回線への接続に必要な情報の登録（以下「WiMAX機器登録」といいます。）を行います。

ただし、次のいずれかに該当するときは、そのWiMAX機器登録を行うことができません。

 - (1) 1の通常料金契約につきWiMAX機器登録の数が同時に4以上となるとき。
 - (2) 1の都度料金契約につきWiMAX機器登録の数が同時に2以上となるとき。
 - (3) そのWiMAX機器がいずれかのWiMAXサービス（当社のWiMAX基地局設備を使用して他の電気通信事業者が提供する電気通信サービスを含みます。）に係る契約に基づき現に登録されているものであるとき（その登録を第三者が行っているときを含みます。）

（WiMAX機器登録の廃止）

第24条の2 当社は、次のいずれかに該当するときは、そのWiMAX機器登録を廃止します。

- (1) 会員契約の解除があったとき。
- (2) 料金契約の解除があったとき。
- (3) ラネット契約者から廃止の請求があったとき（1の料金契約における全てのWiMAX機器登録を廃止することとなるときを除きます。）。
- (4) その他当社が必要と判断したとき。

（WiMAX機器への認証情報の書込み）

第24条の3 当社は、WiMAX機器登録を行う場合その他当社が必要と判断した場合であって、そのWiMAX機器にWiMAX基地局設備から発射された電波により認証情報を受信して記憶できる機能が実装されているときは、そのWiMAX機器への認証情報の書込みを行うものとします。

ただし、そのWiMAX機器がWiMAX基地局設備からの電波を受けることができない区域に在圏している場合その他当社の業務上又は技術上の都合等により認証情報の書込みを行うことができない場合は、この限りではありません。

第3節 WiMAX 2+機器の接続等

（WiMAX 2+機器の接続）

第25条 ラネット契約者は、WiMAX2+サービスに係る契約者回線にWiMAX2+機器（当社及び提携事業者が付与された無線局の免許により運用することができるもの並びにWiMAX2+サービスに係る契約者回線に接続することができるものに限ります。以下この条において同じとします。）を接続しようとするときは、当社所定の方法により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

（1）その接続が技術基準等に適合しないとき。

（2）その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

（1）事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。

（2）事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

4 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

5 ラネット契約者が、そのWiMAX2+機器を変更した場合についても、前4項の規定に準じて取り扱います。

6 ラネット契約者は、その契約者回線へのWiMAX2+機器の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

第4節 無線機器の検査等

（無線機器に異常がある場合等の検査）

第26条 当社は、契約者回線に接続されている無線機器に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、ラネット契約者に、その無線機器の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、ラネット契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

2 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

3 ラネット契約者は、第1項の検査を行った結果、無線機器が技術基準等に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取り止めていただきます。

（無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）

第27条 ラネット契約者は、契約者回線に接続されている無線機器について、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づき、当社又は提携事業者が総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その無線機器の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。

2 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、ラネット契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。

3 ラネット契約者は、前項の検査等の結果、無線機器が無線設備規則に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取り止めていただきます。

（無線機器の電波法に基づく検査）

第28条 前条に規定する検査のほか、無線機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第2項及び第3項の規定に準ずるものとし、

第29条 削除

第 3 0 条 削除

第 3 1 条 削除

第 3 2 条 削除

第 3 3 条 削除

第7章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第34条 当社は、次の場合には、BIC WiMAX SERVICE の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第38条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により BIC WiMAX SERVICE の利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをそのラネット契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第35条 当社は、ラネット契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（BIC WiMAX SERVICE の料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務がその請求を行った当社又は料金回収会社に支払われるまでの間、第3号又は第4号の規定に該当するときは、当社がラネット契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを当社が指定するサービス取扱所に提出していただくまでの間）、その BIC WiMAX SERVICE の利用を停止することがあります。

- (1) 料金回収会社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払いがない旨の通知を料金回収会社から受けたとき。
- (2) 当社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。
- (3) BIC WiMAX SERVICE に係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (4) 第9条（ラネット契約者の氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (5) ラネット契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のラネット通信サービスに係る料金その他の債務又はラネット契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務（その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (6) ラネット契約者がその BIC WiMAX SERVICE 又は当社と契約を締結している他の BIC WiMAX SERVICE の利用において第68条（利用に係るラネット契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (7) 第26条（無線機器に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき。
- (8) 第27条（無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）又は第28条（無線機器の電波法に基づく検査）の規定に違反したとき。
- (9) 第54条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。
- (10) 第67条の2（無線事業における利用の禁止）の規定に違反したとき。

2 当社は、前項の規定により BIC WiMAX SERVICE の利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をそのラネット契約者に通知します。

ただし、前項第6号により利用停止を行う場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第8章 通信

(インターネット接続サービスの利用)

第36条 ラネット契約者は、インターネット接続サービス（BIC WiMAX SERVICEに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

2 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

(通信の条件)

第37条 当社は、BIC WiMAX SERVICE を利用できる区域について、当社の指定するホームページに掲示するものとします。

ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

2 当社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

3 BIC WiMAX SERVICE に係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。

ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。

4 BIC WiMAX SERVICE に係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。

5 ラネット契約者は、1の料金契約において、同時に2以上の無線機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。

ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。

6 ラネット契約者は、1の料金契約において、同時に2以上のWi-Fi機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。

ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。

7 電波状況等により、BIC WiMAX SERVICE を利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

8 無線機器に使用されるIPアドレスには、プライベートIPアドレスとグローバルIPアドレスとがあり、当社がそのいずれかを動的に割り当てるものとします。

(通信利用の制限)

第38条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関

防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記3の基準に該当する新聞社等の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

第38条の2 当社は、前条の規定による場合のほか、次の通信利用の制限を行うことがあります。

- (1) WiMAX通信について、1の無線機器において一定時間内に基準値を超える大量の符号が送受信されようとした場合に、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部若しくは一部を破棄すること。
- (2) 削除
- (3) 削除
- (4) WiMAX2+通信及びLTE通信について、当社又は提携事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる等、当社又は提携事業者の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社又は提携事業者の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、そのWiMAX2+回線及びLTE回線に係る通信の帯域を制限すること。
- (5) WiMAX2+通信及びLTE通信について、1料金月における総情報量（通信の相手方に到達しなかったものを含み、WiMAX2+通信とLTE通信の双方の情報量を合算したものとします。）が7,516,192,768バイト（7ギガバイト）を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、そのWiMAX2+回線及びLTE回線に係る通信の伝送速度を最高128Kbit/sに制限すること（以下「WiMAX2+総量規制」といいます。）。
- (6) 当社が別に定める一定時間以上継続してセッションを維持し当社の電気通信設備を占有する等、その通信がBIC WiMAX SERVICEの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。

第38条の3 当社は、前2条の規定によるほか、当社又は提携事業者が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は当社若しくは提携事業者に対する代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行が為されていないと判断したWiMAX2+機器が契約者回線に接続された場合、その契約者回線を用いた通信の利用を制限することがあります。

第38条の4 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

第9章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第39条 BIC WiMAX SERVICEの料金は、料金表第1表(BIC WiMAX SERVICEに関する料金)に規定する基本使用料、パケット通信料、都度利用料、WiMAXファミ得パック利用料、契約解除料、インターネット接続料、LTEオプション料、ユニバーサルサービス料、手続きに関する料金、WiMAX機器追加料、グローバルIPアドレスオプション利用料、窓口支払手数料及び督促手数料とします。

2 BIC WiMAX SERVICEの工事に関する費用は、料金表第2表(工事費)に規定する工事費とします。

第2節 料金等の支払義務

(基本使用料の支払義務)

第40条 ラネット契約者は、その通常料金契約に係る提供開始日から通常料金契約の解除があった日(以下「提供終了日」といいます。)の前日までの期間(提供開始日と提供終了日が同一の日である場合は、その日)について、料金表第1表第1(基本使用料)に規定する基本使用料の支払いを要します。

ただし、この約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりBIC WiMAX SERVICEを利用することができない状態が生じたときの基本使用料の支払いは、次によります。

- (1) ラネット契約者は、利用の一時中断をしたときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。
- (2) ラネット契約者は、利用停止があったときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、ラネット契約者は、次の場合を除き、BIC WiMAX SERVICEを利用できなかった期間中の基本使用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
ラネット契約者の責めによらない理由によりその会員契約に係る全ての契約者回線(通常料金契約に係るものに限ります。)を全く利用できない状態(その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本使用料

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

4 当社は未納料金の集金を債権回収機関(弁護士、債権回収業者等)に委託、譲渡する場合がございます。委託、譲渡後であっても支払い状況等の情報は取得します。

(基本使用料の日割り)

第41条 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料をその利用日数に応じて日割りします。

- (1) その提供開始日又は提供終了日が料金月の起算日以外の日であったとき。

- (2) その提供開始日と提供終了日が同一の料金月の起算日であったとき。
 - (3) 料金月の起算日以外の日に基本使用料の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の基本使用料は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (4) 第40条（基本使用料の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - (5) 第47条（料金の計算方法等）の規定により料金月の起算日の変更があったとき。
- 2 前項第1号から第4号までの規定による基本使用料の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第40条（基本使用料の支払義務）第2項第3号の表に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。
- 3 第1項第5号の規定による基本使用料の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

（パケット通信料の支払義務）

第41条の2 ラネット契約者は、その通常料金契約（料金表第1表第1（基本使用料）に規定するBIC定額ダブルの適用を受けているものに限ります。）に係るパケット通信（そのラネット契約者以外の者が行ったものを含みます。以下同じとします。）について、料金表第1表第2（パケット通信料）に規定するパケット通信料の支払いを要します。

（都度利用料の支払義務）

第41条の3 ラネット契約者は、都度申込みの受付が完了したときは、料金表第1表第3（都度利用料）に規定する都度利用料の支払いを要します。

2 ラネット契約者は、利用可能期間において、BIC WiMAX SERVICE を利用することができない状態が生じた場合であっても、その利用できなかった期間中の都度利用料の支払いを要します。

（契約解除料の支払義務）

第42条 ラネット契約者は、WiMAXサービスにおいて、最低利用期間中に料金契約の解除があったときは、料金表第1表第4（契約解除料）に規定する契約解除料の支払いを要します。

第42条の2 削除

（LTEオプション料の支払義務）

第42条の3 ラネット契約者は、WiMAX 2+サービスにおいて、ハイスピードプラスエリアモードによる通信が行われた料金月について、料金表第1表第6（LTEオプション料）に規定するLTEオプション料の支払いを要します。

（ユニバーサルサービス料の支払義務）

第42条の4 ラネット契約者は、料金月の末日が経過した時点でWiMAX 2+サービスの提供を受けていたときは、料金表第1表第7（ユニバーサルサービス料）に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。

2 ラネット契約者は、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社がユニバーサルサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。

（手続きに関する料金の支払義務）

第43条 ラネット契約者は、BIC WiMAX SERVICE に係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第8（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(WiMAX機器追加料の支払義務)

第43条の2 ラネット契約者は、WiMAXサービスにおいて、1の通常料金契約に基づく追加機器(1料金月内のいずれかの時点でWiMAX機器登録がなされていたWiMAX機器のうち、最初に登録されたWiMAX機器以外のものをいいます。以下同じとします。)の数が1以上であったときは、料金表第1表第9(WiMAX機器追加料)に規定するWiMAX機器追加料の支払いを要します。

ただし、ラネット契約者の責めによらない理由により1料金月の全ての日にわたってその通常料金契約に係るWiMAX回線を全く利用できない状態(その通常料金契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、この限りではありません。

2 WiMAX機器追加料については、日割りは行いません。

(WiMAXファミ得パック利用料の支払義務)

第43条の3 ラネット契約者は、別表に定めるWiMAXファミ得パックが適用された料金月について、料金表第1表第10(WiMAXファミ得パック利用料)に規定するWiMAXファミ得パック利用料の支払いを要します。

ただし、ラネット契約者の責めによらない理由により1料金月の全ての日にわたってその通常料金契約に係る契約者回線を全く利用できない状態(その通常料金契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、この限りではありません。

2 WiMAXファミ得パック利用料については、日割りは行いません。

(グローバルIPアドレスオプション利用料の支払義務)

第43条の4 ラネット契約者は、別表に定めるグローバルIPアドレスオプションが適用された料金月(WiMAX2+サービスにあつては、別表に定める特定APNを介して通信を行った料金月とします。)について、料金表第1表第11(グローバルIPアドレスオプション利用料)に規定するグローバルIPアドレスオプション利用料の支払いを要します。

ただし、ラネット契約者の責めによらない理由により1料金月の全ての日にわたってその通常料金契約に係るWiMAX回線を全く利用できない状態(その通常料金契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、この限りではありません。

2 グローバルIPアドレスオプション利用料については、日割りは行いません。

(窓口支払手数料の支払義務)

第44条 ラネット契約者は、当社又は料金回収会社が払込票(当社が指定する店舗において料金等を支払う際に必要となる書面をいいます。以下同じとします。)を発行したときは、料金表第1表第12(窓口支払手数料)に規定する窓口支払手数料の支払いを要します。

(督促手数料の支払義務)

第45条 ラネット契約者は、当社又は料金回収会社が督促通知(料金その他の債務の支払いを求める行為であつて、当社が行う会員契約の解除の予告を伴うものをいいます。以下同じとします。)を行った場合に、その支払期日を経過してもなお支払いがなかったときは、料金表第1表第13(督促手数料)に規定する督促手数料の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第46条 ラネット契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事費)に定める工事費の支払いを要します。

ただし、その工事の着手前にその契約の解除又はその請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、ラネット契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

第3節 料金等の計算及び支払い

(料金の計算方法等)

第47条 当社は、ラネット契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料、パケット通信料、インターネット接続料、LTEオプション料、ユニバーサルサービス料、WiMAX機器追加料、WiMAXファミ得パック利用料及びグローバルIPアドレスオプション利用料は、料金月に従って計算するものとします。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

3 この約款によりラネット契約者が支払いを要する料金の額は、料金表に規定する額に消費税相当額を加算した額とします。

(債権の譲渡)

第48条 ラネット契約者(通常料金契約に係る料金等の支払方法として銀行振込を指定している者を除きます。)は、その通常料金契約に基づき生じたすべての債権について、当社が料金回収会社に譲渡することを承諾していただきます。

2 前項の譲渡に関して、ラネット契約者は、あらかじめ次の各号について同意していただきます。

(1) ラネット契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報を当社が料金回収会社に提供すること。

(2) 料金回収会社が請求した債権について、その支払期日を経過してもなお支払いがない場合に、料金回収会社から当社へその旨の通知を受けること。

3 第1項の場合において、当社及び料金回収会社は、ラネット契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

(債権の買い戻し)

第49条 当社は、前条の規定により譲渡した債権について、当社が必要と判断した場合には、料金回収会社から債権の全部又は一部を買い戻して請求できるものとします。

2 前項の規定により債権を買い戻す場合には、当社及び料金回収会社は、ラネット契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

(料金等の請求)

第49条の2 当社及び料金回収会社は、第65条（請求書の発行）に規定する場合その他当社又は料金回収会社が必要と判断した場合を除き、書面による請求書の発行を行いません。

（料金等の支払い）

第50条 ラネット契約者は、通常料金契約に係る料金等の支払いについて、あらかじめ別記6に規定する支払方法のいずれかを指定していただきます。

2 ラネット契約者は、通常料金契約に係る料金等について、当社が定める期日までに、前項の規定により指定した支払方法により支払っていただきます。

3 前項の場合において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

4 当社は、通常料金契約に係る料金等の支払いについて、次のいずれかに該当したときは、払込票を発行します。この場合において、ラネット契約者は、第1項の規定により指定した支払方法にかかわらず、その払込票を使用して料金等を支払っていただきます。

（1）口座振替に係る金融機関等の手続きが完了する前に料金等の支払いを要するとき。

（2）口座振替による料金等の引き落としが残高不足により2回連続で完了しなかったとき。

（3）クレジットカード又は口座振替の支払口座が使用不能であることを当社が知ったとき。

5 前項の場合において、当社は、同項第2号又は第3号のいずれかに該当したときは、その該当した支払方法が変更されない限り、それ以降も払込票の発行を継続するものとし、ラネット契約者は、その払込票を使用して料金等を支払っていただきます。

ただし、同項第2号に該当した場合であって、その払込票により支払いが行われたときは、この限りではありません。

6 ラネット契約者は、第48条（債権の譲渡）の規定により譲渡した債権について、料金回収会社が前5項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

7 ラネット契約者は、都度利用料については、都度申込みを行うごとに、当社が指定するクレジットカードにより支払っていただきます。

（料金の一括後払い）

第51条 当社は、当社に特別の事情がある場合は、ラネット契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（料金等の臨時減免）

第52条 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することがあります。

2 当社は、前項の規定により料金等の減免を行ったときは、当社の指定するホームページに掲示する等の方法により、そのことを周知します。

（期限の利益喪失）

第53条 次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、ラネット契約者は、この約款に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社及び料金回収会社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。

（1）ラネット契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。

（2）ラネット契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。

（3）ラネット契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。

（4）ラネット契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。

- (5) ラネット契約者の所在が不明であるとき。
 - (6) ラネット契約者が預託金を預け入れないとき。
 - (7) その他ラネット契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。
- 2 ラネット契約者は、前項第2号から第4号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかにBIC WiMAX SERVICEの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

第4節 預託金

(預託金)

第54条 ラネット契約者は、次の場合には、BIC WiMAX SERVICEの利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

- (1) 会員契約の申込みの承諾を受けたとき。
 - (2) 料金契約の申込みの承諾を受けたとき。
 - (3) 第35条(利用停止)第1項第2号又は第5号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除される時。
- 2 預託金の額は、1料金契約あたり10万円以内で当社が別に定める額とします。
- 3 預託金については、無利息とします。
- 4 当社は、その会員契約の解除等、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。
- 5 当社は、預託金を返還する場合に、ラネット契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

(買い戻しによる預託金の充当)

第55条 当社は、料金回収会社が請求した料金その他の債務について、ラネット契約者が支払期日を経過してもなお支払わなかった場合であって、そのラネット契約者が当社に預託金を預け入れているときは、その債権(その額が預託金よりも大きいときは、預託金と同額分とします。)を料金回収会社から買い戻し、その額に預託金を充当することがあります。

第5節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第56条 ラネット契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第57条 ラネット契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第6節 端数処理

(端数処理)

第58条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
ただし、この約款に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

第10章 保守

(当社の維持責任)

第59条 当社は、当社の設置した電気通信回線設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するように維持します。

(ラネット契約者の維持責任)

第60条 ラネット契約者は、無線機器を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、ラネット契約者は、無線機器を無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

(ラネット契約者の切分責任)

第61条 ラネット契約者は、無線機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その無線機器に故障のないことを確認のうえ、当社に当社の電気通信設備の調査の請求をしていただきます。

(修理又は復旧)

第62条 当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

第 1 1 章 損害賠償

(責任の制限)

第 6 3 条 当社は、通常料金契約に基づき BIC WiMAX SERVICE を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その会員契約に係る全ての契約者回線（通常料金契約に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）が全く利用できない状態（その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、そのラネット契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、その会員契約に係る全ての契約者回線が全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその BIC WiMAX SERVICE に係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第 1 表第 1（基本使用料）に規定する料金

(2) 料金表第 1 表第 2（パケット通信料）に規定する料金（その会員契約に係る全ての契約者回線を全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前 6 料金月における 1 通常料金契約当たりの 1 日平均のパケット通信料（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、第 4 1 条（基本使用料の日割り）の規定に準じて取り扱います。

4 当社は、BIC WiMAX SERVICE を提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前 3 項の規定は適用しません。

(免責)

第 6 4 条 当社は、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。

2 当社は、BIC WiMAX SERVICE に係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、ラネット契約者が使用若しくは所有している無線機器（その無線機器を結合又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。）の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担しません。

3 当社は、都度料金契約に基づき BIC WiMAX SERVICE を提供すべき場合において、その提供をしなかったときは、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

第 1 2 章 付随サービス

(請求書の発行)

第 6 5 条 当社は、ラネット契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、書面により請求書(ラネット契約者が通常料金契約に基づき支払いを要する額を記載したものに限ります。)を発行します。

ただし、そのラネット契約者が通常料金契約を締結していない場合又は通常料金契約に係る料金等の支払方法としてクレジットカード決済を指定している場合は、この限りではありません。

2 ラネット契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 3 表(付随サービスに関する料金等)に規定する手数料の支払いを要します。

3 ラネット契約者は、第 5 0 条(料金等の支払い)の規定により通常料金契約に係る料金等の支払方法として銀行振込を指定したときは、同時に第 1 項の請求を行ったものとみなして取り扱うことに同意していただきます。

(支払証明書の発行)

第 6 6 条 当社は、ラネット契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その支払証明書(そのラネット契約者に係る料金その他の債務が既に支払われた旨の証明書をいいます。以下同じとします。)を発行します。

2 ラネット契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 3 表(付随サービスに関する料金等)に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

第13章 雑則

(承諾の限界)

第67条 当社は、ラネット契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

(無線事業における利用の禁止)

第67条の2 ラネット契約者は、この約款により提供を受ける契約者回線について、自ら又は他の電気通信事業者が行う無線事業(事業法施行規則に定める公衆無線LANアクセスサービス、携帯電話又はPHSに係る電気通信事業をいいます。以下同じとします。)の用に供してはならないものとします。

(利用に係るラネット契約者の義務)

第68条 ラネット契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 無線機器を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は無線機器の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社が無線機器に登録した認証情報を改ざんしないこと。

(4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様でBIC WiMAX SERVICEを利用し、又は他人に利用させないこと。なお、別記4に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

(5) 位置情報(無線機器の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。)を取得することができる無線機器を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。

2 ラネット契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

(他の電気通信事業者への通知)

第69条 ラネット契約者は、第12条(ラネット契約者が行う会員契約の解除)、第13条(当社が行う会員契約の解除)又は第14条(会員契約の終了)の規定に基づき会員契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、別記5に定める電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号、生年月日及び支払状況等の情報(ラネット契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

第69条の2 ラネット契約者は、提携事業者が当社と提携してauスマートバリューmine(提携事業者がau(WiN)通信サービス契約約款又はau(LTE)通信サービス契約約款の定めにより提供する料金の割引であって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。)をラネット契約者に案内及び提供するために(以下「本目的」といいます。)、そ

の氏名、住所、電話番号、生年月日並びに締結している契約の内容及び契約状況等の情報を、本目的の達成に必要な範囲で当社が提携事業者に提供することにあらかじめ同意するものとします。

(ラネット契約者に係る情報の利用)

第70条 当社は、ラネット契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲(ラネット契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。)で利用します。

なお、BIC WiMAX SERVICEの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(公衆無線LANサービスの認証)

第70条の2 WiMAX 2+サービスを利用しているラネット契約者は、株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス(以下「Wi-Fi提携事業者」といいます。)が公衆無線LANサービス契約約款に基づきラネット契約者へ提供する「au Wi-Fi SPOT」の認証において、Wi-Fi提携事業者から当社へそのラネット契約者が使用しているUIMカードの有効性の確認を求められた場合に、当社がその照会に応じることにあらかじめ同意していただきます。

2 当社は、前項の対応に関して生じた損害については、その理由の如何にかかわらず、一切の責任を負わないものとします。

(認定機器以外の無線機器の扱い)

第70条の3 ラネット契約者は、認定機器(当社が別に定めるところにより当社の要求項目に適合していることを認定した無線機器をいいます。)以外の無線機器を契約者回線へ接続して利用することができません。

(検査等のためのWiMAX機器の持込み)

第71条 ラネット契約者は、次の場合には、その無線機器を、当社が指定した期日に当社が指定するサービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

- (1) 第24条(WiMAX機器の接続)から第28条(無線機器の電波法に基づく検査)の規定に基づく無線機器の検査を受けるとき。
- (2) その他当社が必要と認めるとき。

(合意管轄裁判所)

第72条 この約款に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第73条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

料金表

第 1 表 BIC WiMAX SERVICE に関する料金

第 1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用については、第 40 条（基本使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料の適用	
(1) 基本使用料の料金種別の選択	ア 基本使用料には、BIC WiMAX SERVICE の種類に応じて、次の料金種別があります。
	(ア) WiMAX サービスに係るもの
	基本使用料の料金種別
	BIC 定額
	BIC 定額年間パスポート
	BIC 定額ダブル
	(イ) WiMAX 2+ サービスに係るもの
	基本使用料の料金種別
	BIC 定額ツープラス
	BIC 定額ツープラス(2 年)
	BIC 定額ツープラス(3 年)
	BIC 定額ツープラス(4 年)
	BIC 定額ツープラス(期間条件なし)
	BIC 定額ギガ放題(2 年)
	BIC 定額ギガ放題(3 年)
	BIC 定額ギガ放題(期間条件なし)
	イ ラネット契約者は、通常料金契約の申込みに際して、基本使用料の料金種別を選択していただきます。
	ウ ラネット契約者は、基本使用料の料金種別を変更するときは、そのことを当社が別に定める方法によりサービス取扱所に申し込んでいただきます。
	ただし、BIC 定額ツープラス(期間条件なし) 又は BIC 定額ギガ放題(期間条件なし) を変更元又は変更先とする料金種別の変更を申し込むことはできません。
	エ 当社は、ウの申込みがあった場合は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。
ただし、業務の遂行上やむを得ないときは、この限りではありません。	

<p>(2) BIC 定額年間パスポートの取扱い</p>	<p>ア BIC 定額 年間パスポートは、その適用を開始した日（イの規定により更新されたものであるときは、その更新があった日とします。）を含む料金月から起算して12料金月が経過することとなる料金月（以下この欄において「満了月」といいます。）の末日をもって適用期間が満了します。</p> <p>イ 当社は、満了月が経過した場合は、その満了月の翌料金月（以下この欄において「更新月」といいます。）の初日にBIC 定額 年間パスポートを更新して適用します。</p> <p>ウ ラネット契約者は、BIC 定額 年間パスポートの適用を受けている通常料金契約について、契約の解除又は料金種別の変更があった場合は、（ア）に定める年間パスポート解除料を支払っていただきます。ただし、（イ）に定める適用除外要件のいずれかに該当しているときは、この限りではありません。</p> <p>（ア）年間パスポート解除料</p> <p>1 通常料金契約ごとに</p> <table border="1" data-bbox="624 786 1347 869"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額（税抜）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間パスポート解除料</td> <td>5, 000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（イ）適用除外要件</p> <p>①満了月の末日又は更新月に契約の解除があったとき。</p> <p>②更新月又はその翌料金月に料金種別の変更があったとき。</p> <p>③別記7において年間パスポート解除料の支払いを要さないこととされている料金種別の変更があったとき。</p> <p>エ ラネット契約者は、通常料金契約の解除に伴って年間パスポート解除料が発生した場合は、第42条（契約解除料の支払義務）の規定にかかわらず、その契約解除料の支払いを要しません。</p>	区 分	料金額（税抜）	年間パスポート解除料	5, 000円				
区 分	料金額（税抜）								
年間パスポート解除料	5, 000円								
<p>(3) BIC 定額ツープラス、BIC 定額ギガ放題等の取扱い</p>	<p>ア BIC 定額ツープラス、BIC 定額ツープラス(2年)、BIC 定額ツープラス(3年)、BIC 定額ツープラス(4年)、BIC 定額ギガ放題(2年)、BIC 定額ギガ放題(3年)、（以下、これらの料金種別をこの欄において「本プラン」と総称します。）は、その適用を開始した日を含む料金月の翌料金月（基本使用料の料金種別の変更により適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月、イの規定により更新されたものであるときはその更新月とします。）から起算して次表に定める適用月数が経過することとなる料金月（以下この欄において「満了月」といいます。）の末日をもって適用期間が満了します。</p> <table border="1" data-bbox="624 1576 1347 1850"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>適用月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BIC 定額ツープラス、BIC 定額ツープラス(2年)又はBIC 定額ギガ放題 (2年)に係るもの</td> <td>24 料金月</td> </tr> <tr> <td>BIC 定額ツープラス(3年)又はBIC 定額ギガ放題 (3年)に係るもの</td> <td>36 料金月</td> </tr> <tr> <td>BIC 定額ツープラス(4年)に係るもの</td> <td>48 料金月</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、本プランについて、満了月が経過した場合は、その満了月の翌料金月（以下この欄において「更新月」といいます。）の初日に同一の料金種別で更新して適用します。</p> <p>ウ ラネット契約者は、本プランの適用を受けている通常料金</p>	区 分	適用月数	BIC 定額ツープラス、BIC 定額ツープラス(2年)又はBIC 定額ギガ放題 (2年)に係るもの	24 料金月	BIC 定額ツープラス(3年)又はBIC 定額ギガ放題 (3年)に係るもの	36 料金月	BIC 定額ツープラス(4年)に係るもの	48 料金月
区 分	適用月数								
BIC 定額ツープラス、BIC 定額ツープラス(2年)又はBIC 定額ギガ放題 (2年)に係るもの	24 料金月								
BIC 定額ツープラス(3年)又はBIC 定額ギガ放題 (3年)に係るもの	36 料金月								
BIC 定額ツープラス(4年)に係るもの	48 料金月								

	<p>契約について、契約の解除又は料金種別の変更があった場合は、(ア)に定めるプラン解除料を支払っていただきます。ただし、(イ)に定める適用除外要件のいずれかに該当しているときは、この限りではありません。</p> <p>(ア) プラン解除料</p> <p style="text-align: right;">1 通常料金契約ごとに</p> <table border="1" data-bbox="624 450 1347 533"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額(税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン解除料</td> <td>9,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 適用除外要件</p> <p>① 満了月の末日又は更新月に契約の解除があったとき。 ② 更新月又はその翌料金月に料金種別の変更があったとき。 ③ 別記7においてプラン解除料の支払いを要さないこととされている料金種別の変更があったとき。</p> <p>エ 基本使用料の料金種別の変更により本プランの適用を開始した場合であって、別記8においてその変更時に適用期間を引き継ぐ旨が定められているときは、その変更後の料金種別に係る最初の適用期間は、アの定めにかかわらず、その変更前の料金種別に設定されていた満了月をもって満了します。</p>	区 分	料金額(税抜)	プラン解除料	9,500円																
区 分	料金額(税抜)																				
プラン解除料	9,500円																				
<p>(4) 定期プラン解除料に関する特約の適用</p>	<p>ア 定期プラン解除料に関する特約（以下「定期プラン特約」といいます。）とは、ラネット契約者の選択により、(2)、(3)の規定にかかわらず、次に定める年間パスポート解除料又はプラン解除料を適用することをいいます。</p> <p>(ア) BIC 定額年間パスポートに係るもの</p> <p style="text-align: right;">1 通常料金契約ごとに</p> <table border="1" data-bbox="643 1128 1347 1211"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額(税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間パスポート解除料</td> <td>9,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) BIC 定額ツープラス、BIC 定額ツープラス(2年) 又は BIC 定額ギガ放題(2年)に係るもの</p> <p style="text-align: right;">1 通常料金契約ごとに</p> <table border="1" data-bbox="643 1323 1347 1447"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額(税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">プラン解除料</td> <td>1年目</td> <td>19,000円</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>14,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 定期プラン特約の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月（基本使用料の料金種別の変更と同時に適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月とします。）から12料金月経過ごとに1年として取り扱います。</p> <p>(ウ) BIC 定額ツープラス(3年) 又は BIC 定額ギガ放題(3年)に係るもの</p> <p style="text-align: right;">1 通常料金契約ごとに</p> <table border="1" data-bbox="624 1749 1347 1912"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額(税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">プラン解除料</td> <td>1年目</td> <td>19,000円</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td>9,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 定期プラン特約の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月（基本使用料の料金種別の変更と同時に適用を</p>	区 分	料金額(税抜)	年間パスポート解除料	9,500円	区 分	料金額(税抜)	プラン解除料	1年目	19,000円	2年目	14,000円	区 分	料金額(税抜)	プラン解除料	1年目	19,000円	2年目	14,000円	3年目	9,500円
区 分	料金額(税抜)																				
年間パスポート解除料	9,500円																				
区 分	料金額(税抜)																				
プラン解除料	1年目	19,000円																			
	2年目	14,000円																			
区 分	料金額(税抜)																				
プラン解除料	1年目	19,000円																			
	2年目	14,000円																			
	3年目	9,500円																			

開始したときはその適用を開始した日を含む料金月とします。)から12料金月経過ごとに1年として取り扱います。

(エ) BIC 定額ツープラス(4年)に係るもの

1 通常料金契約ごとに

区 分		料金額(税抜)
プラン解除料	1年目	19,000円
	2年目	14,000円
	3年目	9,500円
	4年目	9,500円

備考 定期プラン特約の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月(基本使用料の料金種別の変更と同時に適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月とします。)から12料金月経過ごとに1年として取り扱います。

イ 定期プラン特約は、初回の満了月が経過した時点にその適用を廃止するものとします。

ウ 当社は、定期プラン特約の適用の開始又は廃止があった場合は、この約款において特段の定めがない限り、基本使用料の料金種別の変更があったものとみなして取り扱います。

(5) WiMAXまとめてプランの適用

ア 当社は、ラネット契約者の選択により、2(料金額)に規定する基本使用料に下表の加算料を加える取扱い(以下「WiMAXまとめてプラン」といいます。)を適用します。

WiMAXまとめてプランの適用1件ごとに月額

種 別	加算料(税抜)
WiMAXまとめてプランSS8	463円
WiMAXまとめてプランS8	741円
WiMAXまとめてプランM8	963円
WiMAXまとめてプランL8	1,547円

イ WiMAXまとめてプランは、WiMAXサービス又はWiMAX2+サービスもしくはに係る通常料金契約に限り選択することができます。

ウ WiMAXまとめてプランを選択するラネット契約者は、アの種別及びその加算対象となる通常料金契約を指定して当社に申し出ていただきます。

エ 当社は、ウの申込みがあった場合は、次のいずれかに該当するときを除いて、これを承諾します。

(ア) そのラネット契約者がBIC WiMAX SERVICEに係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(イ) そのラネット契約者が第35条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、BIC WiMAX SERVICEの利用を停

止されたことがあるとき。

(ウ) その通常料金契約において同時に適用されるWiMAXまとめてプランの数(その申込日を含む料金月に廃止された数を含みます。)が1件を超えることとなるとき。

(エ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

オ ラネット契約者は、エの承諾を受けた場合は、その承諾日(加算対象となる通常料金契約の締結と同時にWiMAXまとめてプランを申し込んだ場合は、その提供開始日とします。)を含む料金月の翌料金月(以下この欄において「加算開始月」といいます。)からその廃止日の前日(加算開始月の初日にWiMAXまとめてプランの適用を廃止した場合は、その廃止日)を含む料金月までの期間について、アの加算料を支払っていただきます。

カ 加算料については、第41条(基本使用料の日割り)の規定にかかわらず、日割りを行いません。

キ ラネット契約者は、WiMAXまとめてプランの種別を変更することができません。

ク WiMAXまとめてプランは、その加算開始月から起算して24料金月が経過することとなる料金月の末日をもって自動的に終了するものとします。

ケ ラネット契約者は、加算開始月以降において、(ア)の発生事由のいずれかに該当した場合は、(イ)のWiMAXまとめてプラン解除料の支払いを要します。

(ア) 発生事由

① WiMAXまとめてプランの適用を受けている通常料金契約の解除があったとき。

② ラネット契約者からの申出によりWiMAXまとめてプランの適用を廃止したとき。

(イ) WiMAXまとめてプラン解除料

WiMAXまとめてプラン適用1件ごとに

種 別	料金額(税抜)
WiMAXまとめてプランSS8	463円に残余月数を乗じて得た額
WiMAXまとめてプランS8	税抜額741円に残余月数を乗じて得た額
WiMAXまとめてプランM8	税抜額963円に残余月数を乗じて得た額
WiMAXまとめてプランL8	税抜額1,547円に残余月数を乗じて得た額

備考 残余月数は、その廃止されたWiMAXまとめてプランに関して加算料の支払義務が発生した料金月の数を24から減じて得た数とします。

コ 当社は、当社が別に定める方法によりWiMAXサービスに係る通常料金契約(以下この欄において「旧契約」といいます。)を解除すると同時にWiMAX2+サービスに係る通常料金契約(以下この欄において「新契約」といいます。)を締結した場合であって、旧契約においてWiMAXまとめてプラ

	<p>ンを適用していたときは、新契約について旧契約と同一種別のWiMAXまとめてプランを適用するものとし、旧契約の加算開始月を新契約の加算開始月とみなして取り扱います。この場合、ラネット契約者は、ケの規定にかかわらず、旧契約に係るWiMAXまとめてプラン解除料の支払いを要しません。</p>
<p>(6) auスマートバリューmineの取扱い</p>	<p>ア 当社は、ラネット契約者がBIC定額ツープラス(2年)、BIC定額ツープラス(4年) (以下、これらの料金種別をこの欄において「本プラン」と総称します。)の適用を受ける契約者回線を指定して提携事業者へauスマートバリューmineの適用の申込みをし、その承諾を受けた場合は、その承諾日の翌日(その日においてその契約者回線が本プランの適用を受けていないときは、その適用が開始された日とします。)以降、その契約者回線について、ハイスピードモードにおけるWiMAX2+通信に係る情報量を、第38条の2(通信利用の制限)第1項第5号に定める総情報量の集計から除外します。</p> <p>ただし、BIC定額ツープラス(2年)の適用を受けている契約者回線については、平成27年2月19日以前の申込みによりその料金種別の適用が開始されたものであって、その契約者回線に係るauスマートバリューmineの適用を受けている提携事業者の電気通信サービスにおいて、次のいずれかの料金が適用されているものに限り、</p> <p>(ア) 提携事業者のau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定パケット通信定額制、プランF(IS)又はプランF(IS)シンプル</p> <p>(イ) 提携事業者のau(LTE)通信サービス契約約款に定める特定データ通信定額制又は特定データ通信定額制(V)</p> <p>イ 当社は、アに定めるauスマートバリューmineの適用が廃止された場合は、翌料金月以降、その契約者回線に係るアの措置を取り止めるものとします。</p>
<p>(7) 基本使用料の料金種別による総量規制の緩和等</p>	<p>ア BIC定額ギガ放題(2年)又はBIC定額ギガ放題(期間条件なし) (以下、これらの料金種別をこの欄において「本プラン」と総称します。)の適用を受けている契約者回線については、ハイスピードモードにおけるWiMAX2+通信に係る情報量を、第38条の2(通信利用の制限)第1項第5号に定める総情報量の集計から除外します。</p> <p>イ 本プランの適用を受けている契約者回線については、WiMAX2+基地局設備の混雑状況によりWiMAX2+通信の伝送速度を制限する場合があります。</p>
<p>(8) ギガ放題お試し割引の適用</p>	<p>ア ギガ放題お試し割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、その提供開始日に(ア)に定める対象種別が適用されている通常料金契約について、その提供開始日を含む料金月から起算して3料金月間、その基本使用料から(イ)に定める額を上限として基本使用料の割引を行うことをいいます。</p> <p>(ア) 対象種別</p>

	対象種別												
	BIC 定額ギガ放題(2年)、BIC 定額ギガ放題(3年)												
	(イ) 割引額												
	1 通常料金契約ごとに月額												
	区 分	料金額 (税抜)											
	割引額	684円											
	イ 当社は、各料金月において、基本使用料の支払いを要する日数とその料金月に含まれる日数に満たない場合は、その支払いを要する日数に応じて、アの割引額を日割りします。												
	ウ 本割引の適用を受けている通常料金契約について、契約の解除又は対象種別以外の料金種別への変更があった場合は、それぞれ下表に定める割引終了月をもって本割引の適用を終了します。												
	区 分	割引終了月											
	通常料金契約の解除があった場合	その解除があった日を含む料金月											
対象種別以外の料金種別への変更があった場合	その変更があった日を含む料金月の前料金月												
(9) おトク割の適用	<p>ア おトク割（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、当社が指定するWiMAX2+機器（以下この欄において「対象機器」といいます。）の購入と同時に（ア）に定める基本使用料の料金種別（以下この欄及び（12）において「対象種別」といいます。）を選択して締結された通常料金契約について、それぞれ同表に定める割引期間において、その基本使用料から（イ）に定める額を上限として基本使用料の割引を行うことをいいます。</p> <p>(ア) 割引期間</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">基本使用料の料金種別</td> <td style="text-align: center;">割引期間</td> </tr> <tr> <td>BIC 定額ツープラス、BIC 定額ツープラス(2年)、BIC 定額ギガ放題(2年)（以下、この欄においてこれらを総称して「対象種別A」といいます。）</td> <td>提供開始日を含む料金月から起算して25料金月間</td> </tr> <tr> <td>BIC定額ツープラス(3年)、BIC定額ギガ放題(3年)（以下、この欄においてこれらを総称して「対象種別B」といいます。）</td> <td>提供開始日を含む料金月から起算して37料金月間</td> </tr> <tr> <td>BIC 定額ツープラス(4年)（以下、この欄においてこれらを総称して「対象種別C」といいます。）</td> <td>提供開始日を含む料金月から起算して49料金月間</td> </tr> </table> <p>(イ) 割引額</p> <p style="text-align: right;">1 通常料金契約ごとに月額</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td style="text-align: center;">料金額 (税抜)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">割引額</td> <td style="text-align: center;">500円</td> </tr> </table> <p>イ 当社は、各料金月において、基本使用料の支払いを要する日数とその料金月に含まれる日数に満たない場合は、その支</p>	基本使用料の料金種別	割引期間	BIC 定額ツープラス、BIC 定額ツープラス(2年)、BIC 定額ギガ放題(2年)（以下、この欄においてこれらを総称して「対象種別A」といいます。）	提供開始日を含む料金月から起算して25料金月間	BIC定額ツープラス(3年)、BIC定額ギガ放題(3年)（以下、この欄においてこれらを総称して「対象種別B」といいます。）	提供開始日を含む料金月から起算して37料金月間	BIC 定額ツープラス(4年)（以下、この欄においてこれらを総称して「対象種別C」といいます。）	提供開始日を含む料金月から起算して49料金月間	区 分	料金額 (税抜)	割引額	500円
基本使用料の料金種別	割引期間												
BIC 定額ツープラス、BIC 定額ツープラス(2年)、BIC 定額ギガ放題(2年)（以下、この欄においてこれらを総称して「対象種別A」といいます。）	提供開始日を含む料金月から起算して25料金月間												
BIC定額ツープラス(3年)、BIC定額ギガ放題(3年)（以下、この欄においてこれらを総称して「対象種別B」といいます。）	提供開始日を含む料金月から起算して37料金月間												
BIC 定額ツープラス(4年)（以下、この欄においてこれらを総称して「対象種別C」といいます。）	提供開始日を含む料金月から起算して49料金月間												
区 分	料金額 (税抜)												
割引額	500円												

	<p>払いを要する日数に応じて、アの割引額を日割りします。</p> <p>ウ 本割引の適用を受けている通常料金契約について、対象種別 A、対象種別 B 又は対象種別 C の間の料金種別の変更があった場合は、アの規定にかかわらず、下表に定める割引期間において本割引を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="624 412 1353 902"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>割引期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象種別 A へ変更した場合</td> <td>対象種別 A の適用を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月間</td> </tr> <tr> <td>対象種別 B へ変更した場合</td> <td>対象種別 B の適用を開始した日を含む料金月から起算して 36 料金月間</td> </tr> <tr> <td>対象種別 C へ変更した場合</td> <td>対象種別 C の適用を開始した日を含む料金月から起算して 48 料金月間</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 本割引の適用を受けている通常料金契約について、契約の解除又は対象種別以外の料金種別への変更があった場合は、それぞれ下表に定める割引終了月をもって本割引の適用を終了します。</p> <table border="1" data-bbox="624 1050 1353 1243"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>割引終了月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常料金契約の解除があった場合</td> <td>その解除があった日を含む料金月</td> </tr> <tr> <td>対象種別以外の料金種別への変更があった場合</td> <td>その変更があった日を含む料金月の前料金月</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	割引期間	対象種別 A へ変更した場合	対象種別 A の適用を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月間	対象種別 B へ変更した場合	対象種別 B の適用を開始した日を含む料金月から起算して 36 料金月間	対象種別 C へ変更した場合	対象種別 C の適用を開始した日を含む料金月から起算して 48 料金月間	区 分	割引終了月	通常料金契約の解除があった場合	その解除があった日を含む料金月	対象種別以外の料金種別への変更があった場合	その変更があった日を含む料金月の前料金月
区 分	割引期間														
対象種別 A へ変更した場合	対象種別 A の適用を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月間														
対象種別 B へ変更した場合	対象種別 B の適用を開始した日を含む料金月から起算して 36 料金月間														
対象種別 C へ変更した場合	対象種別 C の適用を開始した日を含む料金月から起算して 48 料金月間														
区 分	割引終了月														
通常料金契約の解除があった場合	その解除があった日を含む料金月														
対象種別以外の料金種別への変更があった場合	その変更があった日を含む料金月の前料金月														
(12) 長期利用割引の適用	<p>ア 長期利用割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、おトク割の適用を受けていた契約者回線について、その割引期間が満了した料金月の翌料金月以降、対象種別の適用を受けている場合に、その基本使用料から下表に定める額を上限として基本使用料の割引を行うことをいいます。</p> <p style="text-align: right;">1 通常料金契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="624 1467 1353 1550"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額（税抜）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割引額</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 本割引の適用を受けている通常料金契約について、契約の解除又は対象種別以外の料金種別への変更があった場合は、それぞれ下表に定める割引終了月をもって本割引の適用を終了します。</p> <table border="1" data-bbox="624 1697 1353 1888"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>割引終了月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常料金契約の解除があった場合</td> <td>その解除があった日を含む料金月</td> </tr> <tr> <td>対象種別以外の料金種別への変更があった場合</td> <td>その変更があった日を含む料金月の前料金月</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料金額（税抜）	割引額	500円	区 分	割引終了月	通常料金契約の解除があった場合	その解除があった日を含む料金月	対象種別以外の料金種別への変更があった場合	その変更があった日を含む料金月の前料金月				
区 分	料金額（税抜）														
割引額	500円														
区 分	割引終了月														
通常料金契約の解除があった場合	その解除があった日を含む料金月														
対象種別以外の料金種別への変更があった場合	その変更があった日を含む料金月の前料金月														

2 料金額

2-1 WiMAXサービスに係るもの

1 通常料金契約ごとに月額

区 分		料金額（税抜）
基本使用料	BIC 定額	4, 267円
	BIC 定額 年間パスポート	3, 696円
	BIC 定額ダブル	362円

2-2 WiMAX2+サービスに係るもの

1 通常料金契約ごとに月額

区 分	料金額（税抜）
BIC 定額ツープラス	4, 196円
BIC 定額ツープラス(2年)	4, 196円
BIC 定額ツープラス(3年)	4, 196円
BIC 定額ツープラス(4年)	4, 196円
BIC 定額ツープラス(期間条件なし)	5, 196円
BIC 定額ギガ放題(2年)	4, 880円
BIC 定額ギガ放題(3年)	4, 880円
BIC 定額ギガ放題(期間条件なし)	5, 880円

第2 パケット通信料

1 適用

パケット通信料の適用については、第41条の2（パケット通信料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

パケット通信料の適用	
(1)パケット通信料の算定	<p>ア パケット通信料は、通常料金契約ごとに、1料金月におけるパケット通信の総情報量（各セッションの設定から切断までの間に測定した情報量（WiMAX機器又はインターネットに到達しなかったものを含みます。）の合計とします。）について、128バイトまでごとに1の課金パケットとして算出します。</p> <p>イ パケット通信に係る情報量は、WiMAX基地局設備とインターネットとの間に設置した当社の機器により単位測定時間（セッションの設定時刻から当社が別に定める間隔ごとに区切った各時間をいいます。以下同じとします。）ごとに集計します。</p> <p>ウ 単位測定時間の開始時刻と終了時刻とが異なる料金月に属する場合は、その単位測定時間の情報量（BIC定額、BIC定額年間パスポートが適用される料金月のパケット通信に係るものを含みます。）を終了時刻が属する料金月の情報量とみなして取り扱います。</p> <p>エ ウの規定は、機器の故障等により2以上の連続する単位測定時間の情報量を区別することができなかった場合には、そ</p>

	れらを合わせて1の単位測定時間とみなして適用します。 オ ラネット契約者は、通常料金契約ごとの1料金月の課金パ ケット数のうち、9,050課金パッケージまでの部分につい ては、そのパッケージ通信料の支払いを要しません。				
(2) 上限額の適用	ラネット契約者は、通常料金契約ごとに、(1)の規定により 算出した1料金月のパッケージ通信料の額が次表の上限額を超え る場合は、その超えた額の支払いを要しません。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">料金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">上限額</td> <td style="text-align: center;">4,381円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料金額 (税抜)	上限額	4,381円
区 分	料金額 (税抜)				
上限額	4,381円				
(3) 正しく算定でき なかった場合の 取扱い	ラネット契約者は、パッケージ通信料について、当社の機器の故 障等により正しく算定することができなかった場合は、通常料 金契約ごとに、次の方法により算定した料金額の支払いを要し ます。 ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日 の初日(初日が確定できないときにあつては、種々の事情を 総合的に判断して機器の故障があつたと認められる日)を含 む料金月の前12料金月の各料金月における1通常料金契約 当たりの1日平均のパッケージ通信料が最低となる値に算定で きなかつた期間の日数を乗じて得た額 イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算 出した1通常料金契約当たりの1日平均のパッケージ通信料に 算定できなかった期間の日数を乗じて得た額				

2 料金額

1 課金パッケージごとに

区 分	料金額 (税抜)
パッケージ通信料	0.04円

第3 BIC 1day

BIC 1day とは都度利用料のことを指します

1 都度申込みごとに

区 分	料金額 (税抜)
都度利用料	572円

第4 契約解除料

1 通常料金契約ごとに

区 分	料金額 (税抜)
契約解除料	2,000円

第5 インターネット接続料

1 通常料金契約ごとに月額

区 分	料金額 (税抜)
インターネット接続料	500円

第6 LTEオプション料

1 適用

LTEオプション料の適用については、第42条の3（LTEオプション料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

LTEオプション料の適用	
(1) 適用除外	<p>ア ラネット契約者は、BIC 定額ツープラス(3年)、BIC 定額ツープラス(4年)、BIC 定額ギガ放題(3年)の適用を受けている契約者回線については、その適用期間（基本使用料の料金種別の変更により適用を開始した場合は、その適用を開始した料金月の前料金月を含みます。）におけるLTEオプション料の支払いを要しません。</p> <p>イ アの規定によるほか、ラネット契約者は、提携事業者からauスマートバリューmineの適用に係る承諾を受けた日（その承諾日においてauスマートバリューmineの承諾要件となる提携事業者又は当社の電気通信サービスの提供を受けていなかった場合であって、UQ契約者がその要件を満たすための契約変更の手続きを行ったことにより提携事業者が承諾したものであるときは、その要件を満たした日とします。）を含む料金月からその適用が廃止された日を含む料金月までの間、その申込みに際して指定した契約者回線に係るLTEオプション料の支払いを要しません。</p>

2 料金額

1 通常料金契約ごとに月額

区 分	料金額（税抜）
LTEオプション料	1,005円

第7 ユニバーサルサービス料

1 通常料金契約ごとに月額

区 分	料金額（税抜）
ユニバーサルサービス料	3円

第8 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第43条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用							
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録料</td> <td>通常料金契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>UIMカード再発行手数料</td> <td>UIMカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなUIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	登録料	通常料金契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	UIMカード再発行手数料	UIMカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなUIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	区 分	内 容					
登録料	通常料金契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						
UIMカード再発行手数料	UIMカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなUIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						

	WiMAX機器登録料	通常料金契約に係るWiMAX機器登録の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
(2) 手続きに関する料金の適用除外	<p>ラネット契約者は、次の場合には、そのWiMAX機器登録料の支払いを要しません。</p> <p>ただし、イに該当する場合であって、その通常料金契約について同時に複数のWiMAX機器登録の請求があったときは、1の請求を除いて、その支払いを要します。</p> <p>ア 当社が別に定める方法によりWiMAX機器登録の請求を行ったとき。</p> <p>イ ア以外の場合であって、現にWiMAX機器登録が行われていない通常料金契約についてWiMAX機器登録の請求を行ったとき。</p>	

2 料金額

区 分	単 位	料金額 (税抜)
登録料(事務手数料)	1 通常料金契約ごとに	3, 000円
UIMカード再発行手数料	1 枚ごとに	2, 000円
WiMAX機器登録料	1 登録ごとに	100円

第9 デバイス+プラス利用料

デバイス+プラスとはWiMAX機器追加料のことを指します

デバイス+プラスはWiMAXサービスのみご利用いただけます

1 追加機器ごとに月額

区 分	料金額 (税抜)
WiMAX機器追加料	191円

第10 WiMAXファミ得パック利用料

1 通常料金契約ごとに月額

区 分	料金額 (税抜)
WiMAXファミ得パック利用料	2, 172円

第11 グローバルIPアドレスオプション利用料

1 通常料金契約ごとに月額

区 分	料金額 (税抜)
グローバルIPアドレスオプション利用料	96円

第12 窓口支払手数料

1 適用

窓口支払手数料の適用については、第44条（窓口支払手数料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

窓口支払手数料の適用

(1) 適用除外	第50条（料金等の支払い）第4項第1号による払込票の発行については、2回まで窓口支払手数料の支払いを要しません。
----------	--

2 料金額

払込票1通ごとに

区 分	料金額（税抜）
窓口支払手数料	150円

第13 督促手数料

1督促通知ごとに

区 分	料金額（税抜）
督促手数料	300円

第2表 工事費

区 分	料金額
工事費	別に算定する実費

第3表 付随サービスに関する料金等

第1 請求明細の発行手数料

発行1回ごとに

区 分	料金額（税抜）
請求明細の発行手数料	100円

第2 支払証明書の発行手数料

発行1回ごとに

区 分	料金額（税抜）
支払証明書の発行手数料	400円

（注）支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の発行手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。

別表 オプション機能

種 類	提 供 条 件						
<p>1 公衆無線LANオプション(Wi-Fi+プラス/Wi-Fi+プラスプレミアム)</p>	<p>(1) Wi-Fi 基地局設備とラネット契約者が指定するWi-Fi 機器との間において通信を行うことができるようになる機能をいいます。</p> <p>(2) 公衆無線LANオプションには、Wi-Fi+プラス及びWi-Fi+プラスプレミアムの2種類があり、それぞれBIC WiMAX SERVICE の種類に応じて下表のとおり提供します。</p> <table border="1" data-bbox="625 600 1350 797"> <thead> <tr> <th data-bbox="625 600 911 645">区 分</th> <th data-bbox="911 600 1350 645">公衆無線LANオプションの種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="625 645 911 719">ア WiMAXサービスの場合</td> <td data-bbox="911 645 1350 719">Wi-Fi+プラス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="625 719 911 797">イ WiMAX2+サービスの場合</td> <td data-bbox="911 719 1350 797">Wi-Fi+プラスプレミアム</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	公衆無線LANオプションの種類	ア WiMAXサービスの場合	Wi-Fi+プラス	イ WiMAX2+サービスの場合	Wi-Fi+プラスプレミアム
区 分	公衆無線LANオプションの種類						
ア WiMAXサービスの場合	Wi-Fi+プラス						
イ WiMAX2+サービスの場合	Wi-Fi+プラスプレミアム						
<p>備考</p>	<p>(1) 本機能は、WiMAXサービス又はWiMAX2+サービスに限り提供します。</p> <p>(2) 本機能に係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとし、 ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。</p> <p>(3) Wi-Fi+プラスプレミアムの申込みは、当社が別に定める方法によりWi-Fi 提携事業者の公衆無線LANサービス契約約款におけるWiMAX2+ Wi-Fiサービスの申込みと併せて行っていただきます。</p> <p>(4) 当社は、(3)の場合において、WiMAX2+ Wi-Fiサービスに係る利用契約が成立しなかったときは、そのWi-Fi+プラスプレミアムの申込みを承諾しません。</p> <p>(5) 当社は、Wi-Fi+プラスプレミアムの提供を開始した後、同時に申し込まれたWiMAX2+ Wi-Fiサービスに係る利用契約が終了したときは、Wi-Fi+プレミアムの提供を終了します。</p> <p>(6) ラネット契約者は、Wi-Fi 提携事業者が当社へ(4)及び(5)の業務の遂行に必要な情報を通知することあらかじめ同意していただきます。</p> <p>(7) 当社は、本機能の利用の請求を承諾したときは、ラネット契約者にWi-Fi 認証ID(本機能を利用するラネット契約者を識別するための英字、数字及び記号の組み合わせをいいます。以下同じとします。)を付与します。</p> <p>(8) ラネット契約者は、自らの責任において、Wi-Fi パスワード(当社がWi-Fi 認証IDと組み合わせるそのラネット契約者を認証するための英字及び数字の組み合わせをいいます。以下同じとします。)を設定していただきます。</p> <p>(9) ラネット契約者は、Wi-Fi 認証ID及びWi-Fi</p>						

		<p>iパスワードについて、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、その不正使用が想定される事態を認識したときは、そのことを速やかにBIC WiMAX SERVICEの契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>(10) 当社は、Wi-Fi認証ID及びWi-Fiパスワードの漏えいが想定される事態を発見したときは、事前の通知なく、本機能の利用を停止できるものとします。</p> <p>(11) 当社は、Wi-Fi回線において、SSID及びWEPキーを利用してセキュリティを確保します。</p> <p>ただし、これによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものではありません。</p> <p>(12) ラネット契約者は、Wi-Fi提携事業者が公衆無線LANサービス契約約款に基づき提供するUQ Wi-Fiワイドサービスの認証に際して、ラネット契約者が提携事業者に提示したWi-Fi認証ID及びWi-Fiパスワードの有効性について、Wi-Fi提携事業者から当社へ確認を求められた場合に、当社がその結果をWi-Fi提携事業者へ通知することにあらかじめ同意していただきます。</p> <p>(13) 当社は、本機能の提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(14) WiMAXファミ得パックの適用を受けている通常料金契約については、同時に2のWi-Fi機器にWi-Fi回線を設定して通信を行うことができます。</p> <p>(15) 当社は、本機能の提供にあたって、当社が定めるソフトウェア又は通信プロトコルに係る通信等を制限する措置を執ることがあります。</p> <p>(16) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
2 WiMAXファミ得パック		1の通常料金契約において同時に2のWiMAX機器にWiMAX回線を設定して通信を行うことができるようになる機能をいいます。
	備考	<p>(1) 本機能は、WiMAXサービス（通常料金契約に基づき提供しているものに限ります。）に限り提供します。</p> <p>(2) ラネット契約者は、当社が業として行われるものと認める態様により、本機能を利用して1の通常料金契約に基づき2以上の異なる者へWiMAX回線を提供してはならないものとします。</p> <p>(3) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
3 グローバルIPアドレスオプション		ラネット契約者が指定した通常料金契約で使用されるWiMAX機器に専らグローバルIPアドレスを割り当てる機能をいいます。
	備考	(1) 本機能は、WiMAXサービス（通常料金契約に基づき提供しているもの限り、この約款に定めのない基本使用料の料金種別が適用されているものを除きます。）

		<p>又はWiMAX 2+サービスに限り提供します。</p> <p>(2) WiMAX 2+サービスを利用しているラネット契約者は、当社が別に定める接続先（以下「特定APN」といいます。）を介して通信を行うことにより本機能を利用することができます。</p> <p>(3) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
--	--	--

別記

1 無線機器が適合すべき技術基準等

区 分	技術基準等
技術基準	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）
技術的条件	—

2 料金収納代行先となる料金回収会社

料金回収会社
みずほファクター株式会社（旧 富士銀ファクター）

3 新聞社等の基準

区 分	基 準
(1) 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 イ 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
(2) 放送事業者等	放送法（昭和25年法律第132号）第2条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
(3) 通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース（（1）欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

4 インターネット接続サービスの利用における禁止行為

- (1) 当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
- (3) 他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (8) 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (11) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (12) 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (13) 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人のID、パスワード又はその他の情報等を取得する行為又は取得する恐れのある行為
- (14) 犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為
- (15) その他法令に違反する行為

(16) (1) から (15) までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

5 ラネット契約者の支払状況等の情報を通知する電気通信事業者

電気通信事業者	
株式会社ウィルコム沖縄、株式会社エディオンコミュニケーションズ、株式会社NTTドコモ、沖縄セルラー電話株式会社、UQモバイル沖縄株式会社、株式会社ケイ・オプティコム、KDDI株式会社、株式会社サジェスタム、ソフトバンク株式会社、トーンモバイル株式会社、日本通信株式会社、ニフティ株式会社、株式会社ノジマ、東日本旅客鉄道株式会社、楽天株式会社、プラスワン・マーケティング株式会社、株式会社ヤマダ電機、汐留モバイル株式会社、株式会社ラネット、ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社、ビッグロブ株式会社、株式会社アクセル、株式会社TOKAIコミュニケーションズ、SORASHIM株式会社、株式会社リンクライフ、株式会社ドリーム・トレイン・インターネット、株式会社MEモバイル、株式会社メディアイーター及び株式会社ジュピターテレコム	

6 ラネット契約者が指定できる支払方法

会員契約の名義	ラネット契約者が指定できる支払方法
個人	当社が指定するクレジットカード決済 (当社が認めた販売店においては、当社が指定する金融機関等に係る口座振替が選択可。)
法人	当社が指定するクレジットカード決済 (当社が認めた販売店においては、当社が指定する金融機関等に係る口座振替又は銀行振込。)

7 基本使用料の料金種別の変更に係る年間パスポート解除料又はプラン解除料の取扱い

(1) WiMAXサービスに係るもの

区 分			変更後			
			BIC 定額	BIC 定額 ダブル	年パス	
					通常	特約
変更前	年パス	通常	—	—	—	免除
		特約	—	—	—	—
【適用】「免除」欄に該当する場合は、年間パスポート解除料の支払いを要しません。						

(2) WiMAX2+サービスに係るもの

① ②以外のもの

区 分			変更後					
			2 年		3 年		4 年	
			通常	特約	通常	特約	通常	特約
変更前	旧 2 年	通常	免除	免除	免除	免除	免除	免除
		特約		免除		免除		免除
	2 年	通常	—	免除	免除	免除	免除	免除
		特約	—	—	—	免除	—	免除
	3 年	通常	—	—	—	免除	免除	免除
		特約	—	—	—	—	—	免除
	4 年	通常	—	—	—	—	—	免除
		特約	—	—	—	—	—	—

	ギガ2年	通常	免除	免除	免除	免除	免除	免除
		特約	—	免除	—	免除	—	免除
	ギガ3年	通常	—	—	—	免除	免除	免除
		特約	—	—	—	—	免除	—
【適用】 「免除」欄に該当する場合は、プラン解除料の支払いを要しません。								

②B I C定額ギガ放題(2年)又はB I C定額ギガ放題(3年)への基本使用料の料金種別の変更に係るもの

区 分			変更後			
			ギガ2年		ギガ3年	
			通常	特約	通常	特約
変更前	旧2年	通常	免除	免除	免除	免除
		特約	—	免除	—	免除
	2年	通常	免除	免除	免除	免除
		特約	—	免除	—	免除
	3年	通常	—	—	免除	免除
		特約	—	—	—	免除
	4年	通常	—	—	—	—
		特約	—	—	—	—
	ギガ2年	通常	—	免除	免除	免除
		特約	—	—	—	免除
	ギガ3年	通常	—	—	—	免除
		特約	—	—	—	—
【適用】 「免除」欄に該当する場合は、プラン解除料の支払いを要しません。						

8 基本使用料の料金種別の変更に係る適用期間の取扱い

(1) (2) 以外のもの

区 分			変更後					
			2年		3年		4年	
			通常	特約	通常	特約	通常	特約
変更前	旧2年	通常	継承	—	—	—	—	—
		特約	—	継承	—	—	—	—
	2年	通常	継承*	—	—	—	—	—
		特約	—	継承*	—	—	—	—
	3年	通常	—	—	—	—	—	—
		特約	—	—	—	—	—	—
	4年	通常	—	—	—	—	—	—
		特約	—	—	—	—	—	—
	ギガ2年	通常	継承	—	—	—	—	—
		特約	—	継承	—	—	—	—
	ギガ3年	通常	—	—	継承	—	—	—
		特約	—	—	—	継承	—	—
【適用】 「継承」欄に該当する場合は、適用期間を引き継ぎます。								

(2) BIC 定額ギガ放題(2年)又はBIC 定額ギガ放題(3年)への基本使用料の料金種別の変更に係るもの

区 分			変更後			
			ギガ 2年		ギガ 3年	
			通常	特約	通常	特約
変更前	旧2年	通常	継承	—	—	—
		特約	—	継承	—	—
	2年	通常	継承	—	—	—
		特約	—	継承	—	—
	3年	通常	—	—	継承	—
		特約	—	—	—	継承
	4年	通常	—	—	—	—
		特約	—	—	—	—
	ギガ 2年	通常	—	—	—	—
		特約	—	—	—	—
	ギガ 3年	通常	—	—	—	—
		特約	—	—	—	—
【適用】						
「継承」欄に該当する場合は、適用期間を引き継ぎます。						

※別記7及び別記8の表で使用する用語の意味は、それぞれ次のとおりとします。

- 「年パス」 : BIC 定額年間パスポート
- 「基本」 : BIC 定額ツープラス(期間条件なし)
- 「旧2年」 : BIC 定額ツープラス
- 「2年」 : BIC 定額ツープラス au スマホ割(2年)
- 「3年」 : BIC 定額ツープラス au スマホ割(3年)
- 「4年」 : BIC 定額ツープラス au スマホ割(4年)
- 「ギガ2年」 : BIC 定額ギガ放題 a u スマホ割(2年)
- 「ギガ3年」 : BIC 定額ギガ放題 a u スマホ割(3年)
- 「ギガ放題(基本)」 : BIC 定額ギガ放題 期間条件なし
- 「通常」 : 定期プラン特約の適用がないもの
- 「特約」 : 定期プラン特約の適用があるもの

特約 1 削除

特約 2 削除

特約 3 削除

特約 4

BIC 定額年間パスポートの適用に関する特約

WiMAX 機器の購入と同時に BIC 定額年間パスポートにご加入いただいた場合は、以下の特約が適用されます。

- (1) BIC 定額年間パスポートに係る年間パスポート解除料は、その BIC WiMAX SERVICE の提供開始日を含む料金月から起算して 12 ヶ月が経過するまでの間、BIC WiMAX SERVICE 契約約款（以下「約款」といいます。）の規定にかかわらず、1 契約ごとに 9,500 円（税抜）が適用されます。
- (2) 本特約に定めのない事項については、約款の規定によります。

特約 5 削除

附 則（平成 21 年 7 月 1 日）

（実施時期）

- 1 この約款は、平成 21 年 7 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 請求明細及び支払証明書については、この約款実施の日から別に定める提供開始日までの間、この約款規定にかかわらず、その発行を受けることができません。
- 3 この約款実施の日から平成 22 年 1 月 31 日までの間、この約款規定にかかわらず、WiMAX 機器登録料の支払いを要しません。
- 4 この約款実施の日から平成 22 年 1 月 31 日までの間、この約款規定にかかわらず、WiMAX 機器追加料の支払いを要しません。
- 5 この約款実施の日から平成 22 年 1 月 31 日までの間、1 の料金契約において、同時に 4 以上の WiMAX 機器登録を行っていることが判明したときは、当社は、ラネット契約者への特段の通知を行うことなく、その数が 3 以下となるよう当社の判断により WiMAX 機器登録を廃止します。
- 6 前項に規定する WiMAX 機器登録の廃止は、その登録日時が新しいものから順に行うこととします。

附 則（平成 21 年 8 月 1 日）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 21 年 8 月 1 日から実施します。

附 則（平成 21 年 10 月 1 日）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 21 年 10 月 1 日から実施します。

附 則（平成 21 年 12 月 18 日）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 21 年 12 月 18 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結されている通常料金契約については、この改正規定実施の日において、基本使用料の料金種別として BIC 定額ダブルを選択しているものとみなします。

附 則（平成 22 年 6 月 12 日）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 22 年 6 月 12 日から実施します。

（BIC 定額に係る基本使用料の適用に関する特例）

- 2 平成 22 年 6 月 12 日から平成 22 年 9 月 30 日までの間に、当社が別に定める方法により WiMAX 機器の購入と同時に締結された料金契約（基本使用料の料金種別が BIC 定額であるものに限ります。以下この附則において「対象契約」といいます。）に係る基本使用料について、その提供開始日を含む料金月から起算して 13 料金月の間（以下この附則において「対象期間」といいます。）に限り、1 料金月あたり税抜額 667 円を割り引いて得た額を適用します。

- 3 対象期間において、対象契約の基本使用料の日割りが発生した場合は、その日割りした日数に応じて、前項に規定する割引額を日割りして適用します。
- 4 対象期間において、対象契約に係る料金種別の変更又は対象契約の解除があった場合は、その変更又は解除があった料金月以降、前2項に規定する割引適用を廃止します。
(経過措置)
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則 (平成 22 年 8 月 2 日)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 8 月 2 日から実施します。
(BIC 定額に係る基本使用料の適用に関する特例の変更)
- 2 (平成 22 年 6 月 12 日) の附則第 2 項中「平成 22 年 8 月 1 日」を「平成 22 年 8 月 31 日」に改めます。

附 則 (平成 22 年 9 月 1 日)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 9 月 1 日から実施します。
(BIC 定額に係る基本使用料の適用に関する特例の変更)
- 2 (平成 22 年 6 月 12 日) の附則第 2 項中「平成 22 年 8 月 31 日」を「平成 22 年 9 月 30 日」に改めます。

附 則 (平成 22 年 10 月 1 日)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 10 月 1 日から実施します。
(BIC 定額に係る基本使用料の適用に関する特例)
- 2 平成 22 年 10 月 1 日から平成 22 年 11 月 30 日までの間に、当社が別に定める方法により W i M A X 機器の購入と同時に BIC 定額を選択して締結された通常料金契約について、その提供開始日を含む料金月から起算して 13 料金月の間に限り、料金表の規定にかかわらず、1 料金月あたり税抜額 191 円を基本使用料から控除します。
ただし、基本使用料の日割りが発生した料金月については、その日割りした日数に応じて、その控除額を日割りして適用します。
- 3 前項の適用を受けている通常料金契約について、基本使用料の料金種別の変更があった場合は、その変更があった料金月以降、前項の適用を廃止します。
(パーソナルコンピューターの利用に係る料金の適用に関する特例)
- 4 平成 22 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に、当社が別に定める方法により通常料金契約の締結と同時にパーソナルコンピューター(当社が別に定める M A C アドレスが付与されている W i M A X 機器に限り)に係る W i M A X 機器登録がなされたときは、その通常料金契約について、料金表の規定にかかわらず、下表に定める料金の支払いを免除します。

基本使用料の料金種別	支払いを要さない料金
BIC 定額の場合	<1> 登録料 <2> 提供開始日を含む料金月及びその翌料金月における基本使用料
BIC 定額ダブルの場合	<1> 登録料 <2> 提供開始日を含む料金月から起算して12料金月の間における基本使用料 <3> 提供開始日を含む料金月及びその翌料金月におけるパケット通信料

- 5 前項の適用を受けている通常料金契約について、基本使用料の料金種別の変更があった場合は、その変更があった料金月（その変更が提供開始日を含む料金月の翌料金月に適用になったときは、その翌料金月とします。）以降、前項の適用を廃止します。

附 則（平成 22 年 11 月 16 日）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 22 年 11 月 16 日から実施します。
（BIC 定額 年間パスポートに係る料金の適用に関する特例）
- 2 附則（平成 22 年 10 月 1 日）の第 4 項及び第 5 項の規定は、BIC 定額 年間パスポートを選択した場合に準用します。この場合、その附則中「BIC 定額」とあるのは「BIC 定額 年間パスポート」と読み替えるものとします。
- 3 ラネット契約者は、この改正規定実施の日から平成 23 年 1 月 31 日までの間（以下この附則において「お試し期間」といいます。）に BIC 定額 年間パスポートを選択して通常料金契約を締結した場合は、次の各号のいずれかに該当する契約の解除又は料金種別の変更について、料金表の規定にかかわらず、年間パスポート解除料の支払いを要しません。
（1）その提供開始日から起算して 30 日以内に契約の解除があったとき。
（2）その提供開始日から起算して 62 日以内に料金種別の変更があったとき。
- 4 ラネット契約者は、お試し期間に BIC 定額 年間パスポートを選択して通常料金契約を締結した場合は、その最低利用期間に契約を解除したときであっても、第 38 条（契約解除料の支払義務）の規定にかかわらず、契約解除料の支払いを要しません。

附 則（平成 23 年 2 月 25 日）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 23 年 2 月 25 日から実施します。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 23 年 3 月 31 日から実施します。

附 則（平成 23 年 6 月 1 日）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 23 年 6 月 1 日から実施します。
（パーソナルコンピューターの利用に係る料金の適用に関する特例）
- 2 平成 23 年 6 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に、当社が別に定める方法により通常料金契約の締結と同時にパーソナルコンピューター（当社が別に定める MAC アドレスが付与されている WiMAX 機器であって、WiMAX サービスに登録されたことがないものに限ります。）に係る WiMAX 機器登録がなされたときは、料金表の規定にかかわらず、その登

録料並びに提供開始日を含む料金月及びその翌料金月の基本使用料及びパケット通信料の支払いを免除します。

附 則（平成 23 年 6 月 17 日）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 23 年 6 月 17 日から実施します。
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供を受けている W i M A X 回線であって、無線事業の用に供されているものについては、この改正規定にかかわらず、なお従前のとおり取り扱います。

附 則（平成 23 年 9 月 30 日）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 23 年 9 月 30 日から実施します。

附 則（平成 23 年 12 月 1 日）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 23 年 12 月 1 日から実施します。
（W i M A X ファミ得パック利用料の適用に関する特例）
- 2 平成 23 年 12 月 1 日から平成 24 年 1 月 31 日までの間に W i M A X ファミ得パックの利用を申し込んだ場合は、その通常料金契約における初めての申込みであるときに限り、料金表の規定にかかわらず、その利用に必要な登録が完了した日（その日において W i M A X 回線に係る提供開始日が到来していない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月及びその翌料金月について、その申込みに基づき発生した W i M A X ファミ得パック利用料の支払いを免除します。

附 則（平成 24 年 2 月 16 日）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 24 年 2 月 16 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（W i M A X ファミ得パック利用料の適用に関する特例）
- 3 平成 23 年 12 月 1 日から平成 24 年 2 月 29 日までの間に W i M A X ファミ得パックの利用を申し込んだ場合は、その通常料金契約における初めての申込みであるときに限り、料金表の規定にかかわらず、その利用に必要な登録が完了した日（その日において W i M A X 回線に係る提供開始日が到来していない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月及びその翌料金月について、その申込みに基づき発生した W i M A X ファミ得パック利用料の支払いを免除します。

附 則（平成 24 年 3 月 1 日）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年3月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(WiMAXファミ得パック利用料の適用に関する特例)
- 3 平成23年12月1日から平成24年2月29日までの間にWiMAXファミ得パックの利用を申し込んだ場合は、その通常料金契約における初めての申込みであるときに限り、料金表の規定にかかわらず、その利用に必要な登録が完了した日(その日においてWiMAX回線に係る提供開始日が到来していない場合は、その提供開始日とします。)を含む料金月及びその翌料金月について、その申込みに基づき発生したWiMAXファミ得パック利用料の支払いを免除します。

附 則(平成24年3月15日)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年3月15日から実施します。
(ラネット契約者の支払状況等の情報を通知する電気通信事業者)

附 則(平成24年4月1日)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。
(ラネット契約者の支払状況等の情報を通知する電気通信事業者)

附 則(平成24年5月1日)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年5月1日から実施します。
(パーソナルコンピューターの利用に係る料金の適用に関する特例の変更)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成24年6月1日)

- 1 この改正規定は、平成24年6月1日から実施します。
(BIC WiMAX SERVICEに関する料金と料金等の支払義務の変更)
- 2 平成24年6月1日から平成25年3月31日までの間にWiMAXファミ得パックの利用を申し込んだ場合は、その通常料金契約における初めての申込みであるときに限り、料金表の規定にかかわらず、その利用に必要な登録が完了した日(その日においてWiMAX回線に係る提供開始日が到来していない場合は、その提供開始日とします。)を含む料金月について、その申込みに基づき発生したWiMAXファミ得パック利用料の支払いを免除します。(機器追加料191円(税抜)は発生します。)

附 則(平成24年7月15日)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年7月20日から実施します。

(パーソナルコンピューターの利用に係る料金の適用に関する特例の変更)

- 2 附 則(平成23年6月1日)の附則第2項中「平成24年7月31日」を「平成24年9月30日」に改めます。

3 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則(平成24年9月27日)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年9月28日から実施します。

(パーソナルコンピューターの利用に係る料金の適用に関する特例の変更)

- 2 附 則(平成23年6月1日)の附則第2項中「平成24年9月30日」を「平成25年3月31日」に改めます。

(WiMAXファミ得パック利用料の適用に関する特例の変更)

- 3 附 則(平成24年6月1日)の附則第2項中「平成24年9月30日」を「平成25年3月31日」に改めます。

附 則(平成24年12月1日)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年12月1日から実施します。

附 則(平成25年2月27日)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成25年3月1日から実施します。

附 則(平成25年4月1日)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成25年4月1日から実施します。

- 2 附 則(平成23年6月1日)の附則第2項中「平成25年3月31日」を「平成25年9月30日」に改めます。

附 則(平成25年5月21日)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成25年5月21日から実施します。

(グローバルIPアドレスオプション利用料の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成25年9月30日までの間、この改正規定にかかわらず、グローバルIPアドレスオプション利用料の支払いを要しません。

附 則（平成 25 年 10 月 31 日）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 25 年 10 月 31 日から実施します。
ただし、この改正規定中、au スマートバリュー対応プランに関する部分については、平成 25 年 11 月 12 日から実施するものとします。
（WiMAX2+総量規制の緩和に関する経過措置）
- 2 平成 27 年 2 月 19 日までに申し込まれた通常料金契約に基づき開通したWiMAX2+サービスに係る契約者回線については、その提供開始日を含む料金月の翌料金月から起算して 24 料金月が経過するまでの間、ハイスピードモードにおけるWiMAX2+通信に係る情報量を、第 38 条の 2（通信利用の制限）第 1 項第 5 号に定める総情報量の集計から除外します。
（パーソナルコンピューターの利用に係る料金の適用に関する特例）
- 3 平成 25 年 11 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までの間に、当社が別に定める方法により通常料金契約の締結と同時にパーソナルコンピューター（当社が別に定める MAC アドレスが付与されている WiMAX 機器であって、WiMAX サービスに登録されたことがないものに限ります。）に係る WiMAX 機器登録がなされた場合であって、その初月の基本使用料の料金種別として BIC 定額年間パスポートが適用されたときは、料金表の規定にかかわらず、その登録料並びに提供開始日を含む料金月及びその翌料金月の基本使用料の支払いを免除します。
ただし、その通常料金契約について、提供開始日を含む料金月の翌料金月に BIC 定額年間パスポート以外の基本使用料の料金種別が適用された場合は、その変更後の料金種別における基本使用料の支払いを要します。

附 則（平成 25 年 11 月 21 日）

（実施時期）

この改正規定は、平成 25 年 11 月 21 日から実施します。

附 則（平成 25 年 12 月 27 日）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 25 年 12 月 27 日から実施します。
（LTE オプション料に係る料金の適用に関する特例）
- 2 平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 7 月 31 日までの間、料金表の規定にかかわらず、LTE オプション料の支払いを要しません。

附 則（平成 26 年 2 月 20 日）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。
（WiMAX まとめてプランの適用に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用されている WiMAX まとめてプランの料金その他の提供条件については、次のとおりとします。
（1）加算料

WiMAX まとめてプランの適用 1 件ごとに月額

種 別	料金額（税抜）
WiMAX まとめてプラン 500	477 円
WiMAX まとめてプラン 800	762 円
WiMAX まとめてプラン 1040	991 円

WiMAXまとめてプラン1100	1,048円
WiMAXまとめてプラン1670	1,591円

(2) WiMAXまとめてプラン解除料

WiMAXまとめてプランの適用1件ごとに

種 別	料金額 (税抜)
WiMAXまとめてプラン500	477円に残余月数を乗じて得た額
WiMAXまとめてプラン800	762円に残余月数を乗じて得た額
WiMAXまとめてプラン1040	991円に残余月数を乗じて得た額
WiMAXまとめてプラン1100	1,048円に残余月数を乗じて得た額
WiMAXまとめてプラン1670	1,591円に残余月数を乗じて得た額

(3) (1) 及び (2) 以外の提供条件については、改正後の料金表に定めるWiMAXまとめてプランの場合に準じるものとします。

附 則 (平成 26 年 5 月 27 日)

(実施時期)

- この改正規定は、平成 26 年 5 月 27 日から実施します。
(LTEオプション料に係る料金の適用に関する特例の変更)

附 則 (平成 26 年 7 月 25 日)

(実施時期)

- この改正規定は、平成 26 年 7 月 25 日から実施します。
- 附 則 (平成 25 年 10 月 31 日) 3 の「平成 26 年 5 月 31 日」を「平成 26 年 9 月 30 日」に改めます。

附 則 (平成 27 年 1 月 30 日)

(実施時期)

- この改正規定は、平成 27 年 1 月 30 日から実施します。
(LTEオプション料に係る料金の適用に関する特例)
- この改正規定実施の日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に申込みのあった通常料金契約に基づき開通したWiMAX 2+サービスに係る契約者回線については、第 42 条の 3 (LTEオプション料の支払義務) の規定にかかわらず、平成 27 年 5 月 31 日までの利用に係るLTEオプション料の支払いを要しません。

附 則 (平成 27 年 2 月 20 日)

(実施時期)

- この改正規定は、平成 27 年 2 月 20 日から実施します。
(WiMAX 2+総量規制の緩和に関する経過措置の変更)
- 附 則 (平成 25 年 10 月 31 日) の附則第 2 項中「当社が別に定める日」を「平成 27 年 2 月 19 日」に改めます。
- 削除
- 削除
(グローバルIPアドレスオプション利用料の支払いに関する経過措置)

- 5 この改正規定実施の日から平成27年5月31日までの間、この改正規定にかかわらず、WiMAX2+サービスに係るグローバルIPアドレスオプション利用料の支払いを要しません。

附 則（平成27年7月3日）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成27年7月3日から実施します。

附 則（平成27年7月31日）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成27年7月31日から実施します。

附 則（平成27年8月28日）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成27年8月28日から実施します。

2 削除

3 削除

4 削除

（契約の移行に係る優遇措置）

- 5 平成27年2月20日から平成27年12月31日までの間に申し込まれたWiMAX2+サービスに係る通常料金契約のうち、WiMAXサービスに係る通常料金契約の解除と同時に締結された契約については、この改正規定実施の日以降、その提供開始日を含む料金月から起算して25料金月が経過するまでの間、BIC定額ギガ放題a uスマホ割(2年)の基本使用料から下表の料金額を控除する取扱いを行います。

ただし、基本使用料の日割りが発生する料金月については、その日数に応じて下表の控除額を日割りして適用します。

区 分	料金額（税抜）
控除額	1 通常料金契約ごとに月額684円

- 6 前項の適用を受ける契約者回線については、附 則（平成27年2月20日）に定めるギガ放題お試し割引を適用しません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年10月1日）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。

（契約の移行に係る優遇措置の変更）

- 2 附 則（平成27年8月28日）の附則第4項中「当社が別に定める日」を「平成27年12月31日」に、同第4項中「その手続きに関する登録料、年間パスポート解除料及びプラン解除料」を「その年間パスポート解除料及びプラン解除料」に、同第5項中「平成27年9月30日」を「平成27年12月31日」にそれぞれ改めます。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 27 年 12 月 15 日）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 1 月 15 日から実施します。
（契約の移行に係る優遇措置の変更）
- 2 附 則（平成 27 年 8 月 28 日）の附則第 4 項中「平成 27 年 1 月 31 日」を「当社が別途決定する期日」に、同第 5 項中「平成 27 年 1 月 31 日」を「当社が別途決定する期日」にそれぞれ改めます。

附 則（平成 28 年 1 月 15 日）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 28 年 1 月 15 日から実施します。
（契約の移行に係る優遇措置）
- 2 BIC WiMAX SERVICE 契約者は、この改正規定実施の日から当社が別途決定する期日までの間に、当社が指定する WiMAX 2+機器を用いて、WiMAX サービスに係る通常料金契約の解除と同時に WiMAX 2+サービスに係る通常料金契約を申し込んだときは、料金表の規定にかかわらず、その申込みに関する登録料の支払いを要しません。

附 則（平成 28 年 5 月 19 日）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 28 年 5 月 19 日から実施します。
ただし、ハイブリッドサービスに関する部分は平成 28 年 6 月 1 日から実施します。
（書面解除の適用に関する経過措置）
- 2 第 23 条（書面解除の取扱い）の規定については、平成 28 年 5 月 19 日以降に締結された対象契約に限り適用します。
（WiMAX まとめてプランの適用に関する経過措置）
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用を受けている WiMAX まとめてプランの料金その他の提供条件については、次のとおりとします。
 - (1) ラネット契約者は、WiMAX まとめてプランの申込みの承諾を受けた日（通常料金契約の締結と同時に WiMAX まとめてプランを申し込んだ場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月（以下この附則において「加算開始月」といいます。）からその廃止日の前日を含む料金月までの期間について、加算料を支払っていただきます。
 - (2) WiMAX まとめてプランは、加算開始月から起算して 24 料金月が経過することとなる料金月の末日をもって自動的に終了するものとします。
 - (3) ラネット契約者は、次のいずれかに該当した場合は、WiMAX まとめてプラン解除料の支払いを要します。
 - ア WiMAX まとめてプランの適用を受けている通常料金契約の解除があったとき。
 - イ ラネット契約者からの申出により WiMAX まとめてプランの適用を廃止したとき。
 - (4) 当社は、当社が別に定める方法により WiMAX サービスに係る通常料金契約（以下この附則において「旧契約」といいます。）を解除すると同時に WiMAX 2+サービスに係る通常料金契約（以下この附則において「新契約」といいます。）を締結した場合であって、旧契約において WiMAX まとめてプランを適用していたときは、新契約について旧契約と同一種類の WiMAX まとめてプランを適用するものとし、旧契約の加算開始月を新契約の加算開始月とみなして取り扱います。この場合、ラネット契約者は、(3)の規定にかかわらず、旧契約に係る WiMAX まとめてプラン解除料の支払いを要しません。
 - (5) (1) から (4) 以外の提供条件については、料金表に定めるところによります。
（ハイブリッドサービスの提供に関する経過措置）

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供を受けているハイブリッドサービス（改正前の規定による定義と同義とします。以下同じとします。）の料金その他の提供条件については、次のとおりとします。

(1) 基本使用料については、下表のとおりとします。

1 通常料金契約ごとに月額	
区 分	料金額（税抜）
BIC 定額 3G プラス	5, 200円
BIC 定額 3G プラス（期間条件なし）	6, 200円

(2) ラネット契約者は、基本使用料の料金種別の変更を行うことができません。

(3) BIC 定額 3G プラスの提供条件は、次のとおりとします。

ア BIC 定額 3G プラスは、その適用を開始した日を含む料金月の翌料金月（イの規定により更新されたものであるときは、その更新月とします。）から起算して24料金月が経過することとなる料金月（以下この附則において「満了月」といいます。）の末日をもって適用期間が満了します。

イ 当社は、満了月が経過した場合は、その満了月の翌料金月（以下この附則において「更新月」といいます。）の初日に BIC 定額 3G プラスを更新して適用します。

ウ ラネット契約者は、BIC 定額 3G プラスの適用を受けている通常料金契約について、契約の解除又は料金種別の変更があった場合は、（ア）に定めるプラン解除料を支払っていただきます。

ただし、（イ）に定める適用除外要件のいずれかに該当しているときは、この限りではありません。

（ア）プラン解除料

1 通常料金契約ごとに	
区 分	料金額（税抜）
プラン解除料	9, 500円

（イ）適用除外要件

①更新月に契約の解除があったとき。

②更新月に料金種別の変更があったとき。

③当社が別途決定する期日までにその契約の解除と同時にWiMAX2+サービスに係る通常料金契約の申込みを行ったとき。

エ BIC 定額 3G プラスの適用を受けている通常料金契約について、更新月に契約の解除があった場合、（1）の規定にかかわらず、その更新月の基本使用料として BIC 定額 3G プラス（期間条件なし）と同額を適用します。

(4) 当社は、平成29年3月31日をもってハイブリッドサービスを廃止するものとし、ラネット契約者は、これを異議なく承諾していただきます。この場合、通常料金契約はその廃止と同時に終了するものとし、

(5) ラネット契約者は、（4）の規定に基づき通常料金契約が終了した場合は、プラン解除料の支払いを要しません。

(6) 当社は、ハイブリッドサービスの廃止に伴ってラネット契約者が被ったいかなる損害についても一切の責任を負わないものとし、

(7) （1）から（6）以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（契約の移行に係る優遇措置）

5 ラネット契約者は、この改正規定実施の日から当社が別途決定する期日までの間に、当社が指定するWiMAX2+機器を用いて、ハイブリッドサービスに係る通常料金契約の解除と同時にWiMAX2+サービスに係る通常料金契約を申し込んだときは、料金表の規定にかかわらず、その申込みに関する登録料の支払いを要しません。

6 この改正規定実施の日から当社が別途決定する期日までに申し込まれたWiMAX2+サービスに係る通常料金契約のうち、ハイブリッドサービスに係る通常料金契約の解除と同時に締結された契約については、その提供開始日を含む料金月から起算して25料金月が経過するまでの間、BIC 定額ツープラスギガ放題 a u s m o 割(2年)の基本使用料から下表の料金額を控除する取扱いを行います。

ただし、基本使用料の日割りが発生する料金月については、その日数に応じて下表の控除額を日割りして適用します。

区 分	料金額 (税抜)
控除額	1 通常料金契約ごとに月額684円

7 前項の適用を受ける契約者回線については、(平成27年2月20日)の附則に定めるギガ放題お試し割引を適用しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

8 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

9 (平成24年7月15日)の附則第3項を「削除」に、(平成27年7月3日)の附則第4項及び第5項並びに、(平成28年1月15日)の附則第2項中「シングルサービス又はハイブリッドサービス」とあるのを「WiMAXサービス」に改めます。

附 則 (平成28年7月1日)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。

(おトク割の提供条件の変更)

2 平成27年8月28日の附則を次のように改めます。

(1) 第3項を次のように改めます。

3 おトク割の適用を受けている通常料金契約について、対象種別Aと対象種別Bとの間の料金種別の変更があった場合は、前項の規定にかかわらず、下表の割引期間においておトク割を適用します。

区 分	割引期間
対象種別Aへ変更した場合	対象種別Aの適用を開始した日を含む料金月から起算して24料金月間
対象種別Bへ変更した場合	対象種別Bの適用を開始した日を含む料金月から起算して48料金月間

(2) 第4項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加えるものとします。

4 おトク割の適用を受けている通常料金契約について、対象種別以外の料金種別への変更又は契約の解除があった場合は、その料金種別の変更があった日を含む料金月の前料金月又は契約の解除があった日を含む料金月をもっておトク割の適用を終了します。

3 削除

4 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成28年11月1日)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成28年11月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成29年3月31日)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成29年3月31日から実施します。

(ハイブリッドサービスの終了)

- 2 ハイブリッドサービスは、この改正規定実施の日をもって終了します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成29年6月1日)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成29年6月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、ユニバーサルサービス料に関する部分については、平成29年7月1日から実施します。

(基本使用料の料金種別の適用に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により下表の左欄の適用を受けている者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の適用を受けているものとみなします。

改正前	改正後
BIC 定額ツープラス a u s マホ割 (2 年)	BIC 定額ツープラス (2 年)
BIC 定額ツープラス a u s マホ割 (4 年)	BIC 定額ツープラス (4 年)
BIC 定額ツープラス ギガ放題	BIC 定額ツープラス ギガ放題 (2 年)

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)